

午後1時30分開会

○西岡委員長 皆様、お疲れさまです。こんにちは。ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日は環境まちづくり委員長から申出がありまして、福祉総務課長が環境まちづくり委員会の陳情審査に出席しております。終わり次第、文教福祉委員会に戻らせていただくそうです。

本日の日程をご覧ください。議案審査が1件、報告事項は子ども部が3件、保健福祉部が4件となります。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。議案審査に当たりましては、千代田区議会委員会条例第17条に基づきまして、委員長から議長に申入れをし、教育長に出席をしていただいております。ありがとうございます。

それでは、日程1、議案審査に入らせていただきます。議案第17号、千代田区中高生世代応援手当条例について、執行機関の説明を求めます。

○堀米教育長 中高生世代応援手当の議案審議に先立ちまして、一言申し上げます。

去る3月7日の当文教福祉委員会での条例の議案審査に当たりまして、きちんとした説明ができず、また、一部適切に答弁できない状態があり、大変ご迷惑をおかけしました。大変申し訳なく思っております。今回は、委員各位のご指摘を踏まえ、新たな資料を作成するなど、いま一度準備をしましてまいりました。改めて条例の審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小阿瀬子育て推進課長 今回、追加の資料をつけさせていただきますので、こちらのご説明をさせていただければと思います。

まず一つ目が資料1-3でございます。こちらは年代別の子育て経費といたしまして、全国の平均値と特別区の推計値を対比できるような形にしたものを資料にさせていただいております。本来でございますならば、千代田区の数値でお示しできれば一番よいものがございますけれども、こうした調査、統計が現在のところございませんので、今回はこのような形で資料とさせていただいたところでございます。内容につきましては、表の左側には、前回の常任委員会でもお示しさせていただきましたけれども、年代別子育て経費の全国平均値でございます。

○西岡委員長 ちょっとだけマイク、若干遠いので、近づけてもらっていいですか。すみません。

○小阿瀬子育て推進課長 はい。すみませんでした。

右側には特別区の推計値を載せさせていただいております。表の右側、特別区の推計値でございますが、こちらは総務省が実施いたします全国家計構造調査の中に、教育費の全国平均値と特別区の平均値が掲載されておりましたので、その平均値の差である15.2%を、現状の子育て経費、左側の表になりますけれども、こちらに掛けて特別区の推計値として出したものになります。

こちらの状況を見てみますと、左側の全国推計値よりも右側の特別区の推計が全体的に上昇してございまして、中高と小学校の区分間差額についても上昇しているところでござ

います。区分間差額の内訳では、学校教育費で1万9,635円に、また学校外他経費でも1万7,062円に、合計では3万6,697円になったところでございます。

続きまして、資料1-4をつけさせていただいてございます。こちらにつきましても説明をさせていただきます。こちらにつきましても、手当受給によりまして住民税非課税世帯が課税になるケースを資料にさせていただいたものでございます。こちらのケースでは、世帯の状況といたしまして、給与収入のみの45歳の父と、父の扶養に入っている43歳の母、13歳と2歳の子の2人という4人家族を、非課税のモデルとしてお示ししたのになります。表の左側に中高生応援手当の受給前の非課税の状況を、右側には手当受給によって課税になる状況をケースとして載せてございます。左側の表の受給前の状況でございますが、①の収入金額156万円となりますけれども、②の給与所得控除額を引きまして、所得金額として、③として101万円という状況になります。この場合、手当等の雑所得、これは今のところございませんので、④番の雑所得につきましてもはゼロとなります。したがって、⑤の合計所得金額は101万円となります。

こちらから社会保険控除などの所得控除額を引きまして課税所得金額を出してまいりますけれども、このケースでは⑥の所得控除額が109万円でございますので、⑤の所得金額、こちらが上回りますので、⑦の課税所得金額はマイナスとなってまいりますため、所得税は0円という形になります。

また、住民税につきましても、扶養親族1名におきましての合計所得金額が101万円以下であれば、住民税は均等割も所得割もかかりませんので、非課税となります。

なお、このケースにつきましても、お子さん2人は16歳未満でございますため、扶養親族の人数カウントに含みません。このため、扶養親族は配偶者の1名ということになります。

右側の表をご覧ください。こちらにつきましてもは受給後の状況、中高生応援手当ですね、こちらを受給後の状況について載せさせていただいてございます。こちら①、②、③のご説明といたしましては左側の表と同じでございますけれども、④の雑所得、こちらに中高生応援手当、こちらの年額分18万円が入ってまいりますので、この18万円をプラスする必要性が出てまいります。こうしますと、⑤の合計所得金額は119万円となります。ここから⑤の合計所得金額、そして⑥の所得控除額、こちら引きますと、⑦の課税所得金額が10万円という形になります。この⑦の10万円に税額5%を掛けますと、所得税は5,000円という状況になります。

また、住民税につきましても、この⑤の合計所得金額が119万円となり、非課税ラインの110万円を超えますため、均等割及び所得割の両方がかかってくるということになります。均等割については一律5,000円、所得割につきましてもは1万5,000円となりまして、合計2万円となっております。

追加資料のご説明につきましてもは以上でございます。

○西岡委員長 はい。そちらからは、取りあえず、以上ですよ。

説明が終わりましたが、本件については予算特別委員会でも様々議論がありましたために、これまでの期間で整理されたことを含めまして、幾つか私よりまず確認をさせていただこうと思います。その後、皆様方、その他で質疑を受けますので、少しお待ちください。

それでは確認してまいります。1人当たり、まず1万5,000円としました千代田

区の積算根拠について、金額の妥当性も含めまして、改めてご説明をお願いします。

○小阿瀬子育て推進課長 中高生応援手当の検討に当たりましては、まず国や東京都、区の情報のほか、学習塾や生命保険会社など民間の調査結果を参考に、小学生と中高生の子育て経費の大まかな経費を比較いたしました。その中で学習費とそれ以外の経費を合わせますと、調査によって差があるものの、おおむね3万から4万円程度の差があるということが多かったこと、学校教育にかかる経費はおおよそ1万数千円から2万円前後の差であることなどが明らかになったものでございます。

こうしたことから、子ども部では複数の案を作成いたしまして、次世代育成手当の額を横引きした5,000円、教育費相当である1万5,000円、教育費の一部を補助する1万円、中高生の差をフルスペックで補う3万5,000円について、予算の総額や税の申告が伴う年間20万円のライン、子ども部としての経済支援としてどのような内容がふさわしいかなどについて様々議論をいたしました。千代田区の実態を勘案いたしますと、さらに世代間の差があるとは考えますけれども、最終的には教育費相当である1万5,000円となったものでございます。

○西岡委員長 はい。この件はよろしいですか。後で質疑を受けますので。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 そうしましたら、本件の検討過程について、時系列でご説明を頂きたいと思いますが、まず最終的なスキームが決定されたのがいつなのかということと、本来であれば資料についても議案提出時に整理をすべきではないかと思いますが、その辺も含めて、資料のまとめ方、全てにおいて後手後手に感じましたが、スキームについてはいつ頃決定されたのか、お示してください。

○小阿瀬子育て推進課長 検討過程につきましては、令和6年4月から子育て推進課内での検討を始めまして、5月には子ども部長レクの中で、次世代育成手当は一定の役割を終えましたけれども、子育て経費への支援が引き続き必要なこと、とりわけ中学生になった途端、様々な経費が増大することから、中高生にターゲットを絞った手当が必要ではないかとの方向性を確認いたしました。そして、まずは世代ごとの子育て経費がどのくらいか、どの程度の差があるのかを調べることにいたしました。様々なデータを収集いたしまして、国や東京都、区の情報のほか、学習塾や生命保険会社などの民間の調査結果も参考に、小学生と中高生の子育て経費の大まかな比較をしたものでございます。その中で学習費とそれ以外の経費を合わせますと、調査によって差があるものの、おおむね3万から4万円程度の差があるものが多かったこと、学校教育にかかる経費はおおよそ1万数千円から2万円前後の差があることなどが明らかになったものでございます。

これらを踏まえまして、9月には部内の予算ヒアリングや部課長会での議論、教育長レクを経て、子ども部としての原案を作成いたしました。その後、10月に区長・副区長レク、12月のウインターレビュー、1月の予算案、条例案についての政策経営部との調整、議案検討会議を経て、2月に首脳会議、教育委員会への付議をして、施策の実施、予算、条例につきまして最終的に確認をされたものでございます。

また、資料について、議案提出時に整理すべきであったことについてご指摘を賜りました。こちらにつきましてはしっかりと受け止めさせていただければと思っております。

以上でございます。

○西岡委員長 分かりました。課税対象等については、ただ、3月に入ってからですよ、お調べになったのは。そこは確認させてください。そうですね。

○小阿瀬子育て推進課長 はい……

○西岡委員長 はい。

では、次に参ります。現金支給の妥当性についてのお考えをご説明いただきたいんですけども、中高生の居場所づくりを併せて並行して進めてはどうかと思いますが、その辺についてはいかがか、ご見解をお願いします。

○小阿瀬子育て推進課長 子育てにかかります経済的な負担というのは依然として大きく、中学生以降の学校教育にかかる経費が様々な増大している状況の中で、やはり子育て世帯を支援していくには、ご家庭の事情に応じて使用できる現金での支給が手当としてふさわしいものと判断したことによるものでございます。

また、中高生の居場所づくりにつきましては、こちらも区の重要な課題として認識をしてございます。こちらにつきましても、子どもの遊び場事業等の中で、中高生が集える場所の提供等について鋭意検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○西岡委員長 分かりました。よろしいですか。

あと支給対象の年齢なんですけれども、なぜ当該年齢を対象としたのか、ご説明をお願いします。

○小阿瀬子育て推進課長 こちらについても、子育てに係ります経済的な負担、これはやはり依然として大きいというところ、中学生以降の授業料、また通学費等の学校教育費にかかる経費が急激に増大している現状を踏まえまして、中学生及び高校生への子育て世帯を支援する必要があると認識いたしまして、今回の年齢を対象とした手当支給を考えたものでございます。

○西岡委員長 ちょっと後で聞きますけれども、そこも少し議員側と総括でもありましたが、小学4年生からが妥当ではないかと様々ご意見がありましたので、またそれは追って聞きます。

次に参りますが、東京都の018サポート事業のように、子に対する課税での整理をしなかった理由について、ご説明を頂きたいと思えます。また、今後、課税対象を変更すべきではないかというご意見もありましたけれど、その点についてはご見解はいかがですか。

○小阿瀬子育て推進課長 児童手当ですか、また次世代育成手当、児童扶養手当など、これまで行ってまいりました手当の全てが親に支給してきた経緯がございます。様々なケースも蓄積されておりまして、中高生応援手当を安全かつ迅速に遂行していくためには、これまでの手当支給の経験を生かした形で実施することが妥当であろうと考えたものでございます。

○西岡委員長 はい。ちょっと納得できない部分はありますけれども、次に参ります。

住民税の非課税世帯についてですけれども、課税対応についてご説明を頂きたいと思えます。まず、生活扶助費の減少となり得るといふことと、あと雑所得となって課税対象になってしまうのかということ、そして、このような税処理関係の周知については今後どういふふうに考えるのか、ご見解をお願いします。

○小阿瀬子育て推進課長 中高生世代応援手当の支給対象者のうち、住民税非課税世帯は60から70世帯程度、生活保護世帯に該当する世帯は2世帯から3世帯を見込んでおり

ますけれども、この手当を受けることによって課税世帯になる、あるいは収入認定され生活扶助が減少するとなる場合がございます。生活保護の収入認定になることにつきましては、生活支援課を通じて東京都の生活福祉部保護課に確認をさせていただいております。また、雑所得となり課税対象となるかにつきましては、麹町税務署個人課税部門に確認をしておるところでございます。

このような税処理関係の周知につきましては、やはり丁寧なご説明等が必要であるというふうに認識をしておるところでございます。この手当は課税でありますこと、また別途税申告が必要な場合があることなどについては、しっかりと周知を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。手当を申請される方には、現在の状況を詳しく確認させていただいた上で申請者にとって一番よい条件となるようご案内するなど、寄り添った対応をしていく所存でございます。

○西岡委員長 何かあれば。また、じゃあ、後ほどまとめて質疑を受けますので、お待ちください。

次なんですけれども、今後についてお聞きしていきたいんですが、第13条、条例の中で、これ、対象者、消滅するとあるんですね。2回——2年かな。連続すると。これがどういう規則制定になっていくのか。

あと支払い時期、これはもちろん一括ではないと思うんですけども、半年に1回なのか、その辺も今決まっていることがあれば教えてください。

○小阿瀬子育て推進課長 ちょっと後段の、いつ頃からというのは、来年に入りまして。

○西岡委員長 今年。

○小阿瀬子育て推進課長 あ、今年ですね。今年に入りまして、来年度10月頃から支給自体は開始したいなというふうに考えているところでございます。規則については、令和7年4月1日施行を目指して準備を進めておりますけれども、1段目の消滅するということは、すみません、ちょっともう一度。

○西岡委員長 13条の条例のところ、要は2回申請をしなかった場合かな。は、申請をしなかった場合……

○小阿瀬子育て推進課長 13条の、条例の13条ですかね。

○西岡委員長 はい。

○小阿瀬子育て推進課長 あ、はい。こちらは債権の消滅時効のことでございまして、受け取る、そうですね、支払いが行われる日、受け取れるようになる日から2年を経過してその申請をしない場合とか、そういった場合には債権が消滅しますというようなところを条例で書かせていただいております。

○西岡委員長 そうすると、再度申込みをすれば、今後。

○小阿瀬子育て推進課長 ここは条例の規定でございますので、消滅のところは消滅というところで認識をしておるところでございます。2年を経過しますとですね。

○西岡委員長 ちょっとうまく改善できるようにしてもらったほうがいいと思うんですけどね。まあ今回はまだ始まったばかりなので、2年後どうなっているか分からないですけども、改善できるところは改善していただきたいと思いますし、支払い時期を答えていないんですけども、10月は分かったんですけど、半年に1回なのか、3か月に1回なのか。多分、東京018って3か月、（「四半期」と呼ぶ者あり）四半期。四半期ご

と。そういうのもちょっと明記されていないんで、条例に。

○小阿瀬子育て推進課長 今のところ、次世代育成手当の枠を活用して、4か月に一度の支給を考えておるところでございます。

○西岡委員長 年3回。分かりました。

それと、今後、1人当たり年額18万円を、要は保護者に支給しましたと。で、何に使用したのかというのを事後調査すべきだと思うんですけども、その辺についてはどうお考えですか。

○小阿瀬子育て推進課長 事業の効果検証については、大変重要な大切なことかと思しますので、何らかの形で確認させていただいて、こちらについては研究してまいりたいと考えているところでございます。

○西岡委員長 しっかりそこを、大事なので、効果検証をなさってください。

あと、先ほど申し上げましたとおりで、経済的支援であるのであれば、やはり小4から塾代も上がっていくというご指摘もありましたけれども、切れ目ない支援としては、小4ー小6で1回考えて、中1ー中3、高1ー高3の千代田区と他区のデータも本来であれば示すべきだと思うんですけども、今後、その辺も含めてどうお考えですか。

○小阿瀬子育て推進課長 そうですね、子育て世帯の中で様々な状況があり、塾に通われているご家庭なんかも相当数あるかとは思いますが、今回の支援につきましては、学校生活を送る上での必要な経費相当としてご提案をさせていただいたものでございます。そうしたことでございますけれども、子育て経費の動向等につきましては、こちらは引き続き注視してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○西岡委員長 はい。他区ともしっかりデータを見比べながら、千代田区バージョンでしっかり検討していただきかったなというふうに思います。

あと、対象人口の流入とか流出も、推移も今後調査すべきだと思いますけれども、その辺についてはいかがですか。

○小阿瀬子育て推進課長 ご指摘いただきましたように、今後もこういったやはり新規事業をやる場合には、対象人口の流入、また流出の推移等についても調査してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○西岡委員長 そうですね。中高生にとどまってもらいたいのか、この先も千代田区に住んでもらいたいのかという、その目指すところが分からないと、やはり大事なところだと思いますので、お願いします。

それでは、私からは以上となりますけれども、そのほかで、ほかの委員の方から質疑等がございますか。

○牛尾委員 ありがとうございます。まずお聞きしたいのは、今回は保護者に子どもの分を全額支給するという形になっております。018の場合は子どもに支給するというところで、受取人は親ということになっておりますが、今回、親に全額支給するというところで、こうした課税の問題とかが出てくると。先ほど、安全性ということと確実性ということとで親に支給するということがありましたけれど、この安全性のところがいまいち、よく、びんとなくて、ここをちょっとご説明していただくと。

○小阿瀬子育て推進課長 これまで様々な手当をやってきた中で、やはりいろんなケースが蓄積されているところがございます。その中でも様々なケースがある中で、子どもに受

給と考えた場合には、さらに多くの課題点、またいろんなケースというのを想定する必要性がございます。繰り返しになりますけれども、これまでの手当の中で培ってきた様々なレアケースについての対応などを考えた場合、また、新たな子どもに対しての支給をまた考えるような場合にはそういったケースも出てくるというところがございますので、やはり安全性というところにおきましては、そういった過去の事例に照らして、できる部分というのは非常に大きいとされているところがございます。そうしたことから、安全を考慮して、今回は親の支援、親に支給するというようなところで考えさせていただいたところでございます。

○牛尾委員 いや、説明を聞いてもよく分からないんだけど、例えば子どもに支給するとなった場合に、例えば何というかな、法的に引っかけることがあるのかとか、例えば子どもに支給するといった場合に、要するに何というかな、偽って申請するという危険があるのかとか、要するに安全性といった場合にリスクがあるということじゃないですか。そのリスクは何かということなんです。東京都はやっているわけで、東京都にそうしたノウハウというのを聞いたのかどうかとか、いまいまだ分からないので、ご説明いただけますか。

○小川子ども部長 先ほど課長が様々なケースということを申し上げましたけども、例えば具体的にどんなことがあるかということで申し上げれば、お子さんが受給権者になるということで、当然、親が例えば口座の手続をするにしても、受け取りの権利は子どもにある。これは当然のお話だと思います。その上で、例えばなんですけれども、遡ってこの転出をしていたという事態が仮に発覚した場合に、未成年宛てのこの請求が法的にできるのかできないのかとか、例えば先ほど018サポートということでお話がございましたけども、要綱で制定をしたということはお案内かと思っておりますけれども、あくまでも要綱上の運用ということになりますので、例えば返還請求をするにしてもお願いベースになってきてしまう形になります。

一方で、条例できちんと定めた場合には、受給権がある一方で、当然義務もあるわけでありまして、その辺りが例えば政令や省令とか国からの通知といったもので事きめ細かく制定がされている、決まり事がはっきりしているというのが、今回私どもがご提案した制度でございます。

したがいまして、あらゆるトラブル、少ないケースかもしれませんが、そういったことが生じた際のそのリスクということをお先ほど課長が申し上げたわけでありまして、そのリスクを避け、円滑に、または迅速に手当を支給するために、今回はこのようなご提案をさせていただいたということでございます。

○牛尾委員 はい。なるほど。

○西岡委員長 でも、東京018ではやっているの、ちょっとそこはやっぱり研究は続けてほしいなと思うんですね。そこはもう、お願いベースなので。

○小川子ども部長 そうですね。018サポートにつきましても、まだ始まってから間もないということではございますが、様々なケースが蓄積されているものとは思いますが、そういったことにつきましても、やはり今、委員長からお話ございましたように、きちんと情報も共有して、十分に研究をしまいたいと思っております。

○西岡委員長 お願いいたします。

牛尾委員。

○牛尾委員 あと、いま一つ。その課税対象になり得る方、生活保護の受給者に対しては、案内を出す場合に一番いいケースは何かというのを相談に乗ると言っていましたけれども、そうした課税対象になり得ますよと、生活保護の方はちょっと残念ながら受け取れない可能性はありますよということについては、案内を出すときにしっかり通知をしてぜひご相談くださいという、一文というかな、そういうのにしていたと思うんですけど、そこについてはいかがですか。

○小阿瀬子育て推進課長 そうですね。そういう生活保護の受給者の方とか、いろいろそういう方もいらっしゃると思いますので、丁寧な周知は非常に必要なことだと思いますので、そういった視点も検討してまいりたいと考えております。

○牛尾委員 じゃあ、追加で。この1-4はいわゆる中高生応援手当のみの計算で、これ以外に例えば東京都の児童育成手当とか、あとは次世代の住宅手当とかを受け取っている方は、さらに税額が増える可能性もあるんで、そこについてもご案内等、しっかりとした相談等、体制を取っていただきたいと思うんですけども。

○小阿瀬子育て推進課長 様々な個別のケースはあるかと思っておりますので、状況をしっかり確認させていただいた上で、そういった丁寧なご案内に努めてまいりたいというふうに考えております。

○牛尾委員 あと、ぜひ、課税対象になって残念ながら税金が発生しちゃった方、世帯とか、要は生保世帯、特に子育てをされている生保世帯については、どういう形があるかというのはありますけれども、しっかりとした生活の支援、子育てや教育の支援については、ぜひとも新たな方策というかな、それはぜひ考えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○小阿瀬子育て推進課長 この手当に限らず、様々な子育て支援策を検討していくことは非常に大事なことだと思います。引き続き鋭意検討してまいりたいと考えております。

○西岡委員長 おのでら副委員長。

○おのでら副委員長 課税については、課税がどういうふうになるのかということについては丁寧にやっていただけるということなんですけども、千代田区のホームページで住民税の計算シミュレーションができるページがあると思うんですね、地域振興部のほうでやっていると思うんですけど。こちらに例えば組み入れて、こういうような収入で、こういうような手当をもらったら、こういうような住民税になったり所得税になったりするところまでシミュレーションしていただくと、もうそれぞれ各人でもできますし、区からも紹介しやすいと思うんですね。こういった、よりバージョンアップするとか、そういったご対応はいかがでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 ご指摘いただきました視点、利用者にとっても非常に分かりやすいという部分があるかと思ひます。どのようにできるのか、今現在ではちょっとまだ申し上げられませんが、そういった視点を持ちまして、そういうシステム上の改善等につきましても所管とも連携しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○西岡委員長 池田委員。

○池田委員 継続審査、（発言する者あり）大丈夫ですか。

○西岡委員長 子ども部長。

○小川子ども部長 貴重なご示唆を頂いたと思っております。受け止めさせていただいて、早速、実施するにはどのようなことから取り組むかということで、地域振興部とも連携を取って確認させていただきたいと思っております。

○西岡委員長 すみません。池田委員。

○池田委員 継続審査となっていることで、少し追加資料がありましたけれども、1点確認させていただきたいのは、もともとの算定根拠というのが、全国の平均値ですかね、差額が1万7,000円だということだったので、今回は1万5,000円にしたという中で、千代田区というのは23区の中でも特別に、やはりいろいろな習い事だったりとか経費がかかるという中心的な区でありますよというところで、改めて特別区の平均値を出していただいたと。差額が出たときに、1万9,000円だったと。この1万9,000円の差額で1万5,000円が妥当なのか。そうでなくて、もう少しこういういろいろな物価高の地域だとしたら、もう少し給付額が、例えばなんですけれども、もうちょっとあってもよかったのではないのかな。その辺の検討というのは、改めてなんですけれども、これは全国の平均値で説明を受けたときには、1万7,000円だったから1万5,000円にしたんだということでしたけど、そこの辺りの説明をもう一度お願いできますか。

○小川子ども部長 前回のこの文教福祉委員会の中で、池田委員からまさにご指摘を頂いて、今回のこの資料を作り直したのとして出し直させていただいたものでございます。本日の課長の説明にも、またそのときにも、全国平均と説明したときにも申し上げたかと思いますが、様々な調査があった中で、今回この文科省の調査につきまして参考資料ということで載せさせていただきましたが、非常に幅があったんですね。もともと1万数千円から2万円前後ということで、検討段階でもう相当幅があった。幅がある中で、例えば1万円なのか、2万円寄りなのか、1万5,000円なのか。さっき説明が課長のほうからありまして、多少はしよった説明はしましたけれども、その辺りと、単独でこれが20万円超えると税の申告の対象になるということも少し念頭にもありました。そういう中で決定をしたものでありまして、ご指摘を頂いた結果、確かにこの資料のように2,000円ほど金額の差が開いてしまったという現状はありますが、当初我々が予算の総額や税の申告の関係やそういったことを考慮して、1万5,000円ぐらいが妥当であろうという、その大きな線は越えなかったという理解でございまして、私どもとしてはこの1万5,000円でやらせていただきたいと、このように思っております。

○池田委員 最初の初年度になるということですから、これ、議案が通って給付が始まれば、また検証していただきたいと思います。

○西岡委員長 議案が通れば。

○池田委員 はい。廃案が通ればの話でございますが。

あともう一点なんですけれども、非課税世帯の件のシミュレーションを出していただいたんですけども、これ、ちょっとモデルの世帯の状況が、両親はいいんです、共働きの奥さんもいいんですけれども、お子さんが13歳と2歳というところで、ちょっとそのところの年の差というのが非常にちょっと違和感があったものですから、仮にですけど、私なんかはきょうだいが二つ違ったりとか、ちょうど中学生と高校生の家庭もあるやに、恐らくそうなんです。そういうところのシミュレーションというのも今後していただかないと、そうやって課税対象になりますよというところが往々にして出てくると思い

ますから、そのところはしっかりと、ご相談に乗るだとか丁寧な説明をしていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○小阿瀬子育て推進課長 シミュレーションにつきましても、今回に限らず様々なケースを研究してまいりたいと思いますし、周知につきましても、繰り返しになってしまいますが、それぞれのケースに応じて丁寧に行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○西岡委員長 はい。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 よろしいですか。はい。よろしいですね。

やはり、いろいろ総括、今回、継続審査ということもあって、総括にも分科会後に上がって本日を迎えたわけですけれども、やはり本来であれば議案の提出時に資料もしっかりそろえていただきたかったということと、千代田区版の積算根拠は、当初は、議案提出時には不十分であったように感じますし、委員会で議員に指摘されてから整理されたと考えられるものもありました。

それと、部内で、または全庁的に、ライフステージごとに分野別計画も考慮した上で今後は提案していただきたいというふうに思っています。

あと、本来この経済的支援であるのであれば、やはり子に対する課税がベターであったのではないかということ、今後は、失礼ながら生煮え状態で議案をやはり提出することなく、全て整理した上でこういうふうに議案提出することを強く求めたいと思いますけれども、今後、よりいい事業にすべく改善を求めたいと思いますけれども、そちらとしてのご見解はいかがでしょうか。

○小川子ども部長 ご指摘、重く受け止めさせていただきます。本来であれば、今、委員長からご指摘がありましたように、きちんとした資料を、また分かりやすく説明をした上で、十分な準備をしてくるべきだったというふうに反省をしております。また、議員からのご指摘も頂いてさらに資料の修正をしたという経緯もおっしゃるとおりございましたし、あるいは子に対する課税、親に対する課税という課題もございました。それは先ほど説明したとおりで、現時点では私どもの見解ではございますが、引き続きの研究課題だというふうにも思っております。

したがって、これらを踏まえまして、今後こういった新たな事業、またご提案をする際には、綿密な準備と、きちんと分かりやすいご説明、そして適切な答弁に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○西岡委員長 はい。今後ぜひよろしくお願いいたします。

以上、ほかに。委員の方からよろしいですか、ご質疑。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしましょうか。

○牛尾委員 では、議案第17号、千代田区中高生世代応援手当条例について、意見表明をいたします。

中高生を持つ家庭への経済的な支援は、物価高騰の中、非常に必要だというふうに考えます。ただ、経済的支援といった場合には、生活が大変な方を重点に行うべきだと私は考

えております。その上で、今回、非課税世帯、生活保護世帯がこの収入を受けるとどうなるのか。3月になって調査をするという点では、条例を出すに当たっては少し、残念ながらさうさんだったのかなという感じはします。ただ、今後そうした世帯への相談にもよく乗っていただくということも答弁していただきました。また、低所得世帯で子育てをしている世帯への支援についても様々検討していくという答えもありました。ぜひいい手当、また、そうした世帯への支援の強化を強く求めて、本議案に賛成をしたいと思っております。

○西岡委員長 はい。

ほかに討論はございますか。

○池田委員 議案第17号、千代田区中高生世代応援手当条例について、意見発表をいたします。

今回、継続審査になった理由としては、議案を提案した際の説明資料が不十分であったこと、これは大切な区民の皆様からの税金を有効に使うため、必要な議論を経ての議決が必要であることが大切であります。事前にその議案に係る部署等への確認もされないまま提案されたことを指摘せざるを得ません。ただ、今回、委員長に集約していただいたようにありましたが、附帯決議まではいきませんが、東京018サポート事業のような直接子どもへの給付を検討すること、また、課税対象になる世帯には相談等丁寧な対応をすること、現金給付だけではなく、今後、中高生の居場所づくりを十分検討することを申し入れ、今回の議案には賛成いたします。

○西岡委員長 はい。ほかにはございませんね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、これより採決に入らせていただきます。

ただいまの出席者は全員です。議案第17号、千代田区中高生世代応援手当条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西岡委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第17号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第17号の審査を終了いたしまして、日程1、議案審査を終わらせていただきます。

教育長退席のため、暫時休憩いたします。教育長、ありがとうございました。

午後2時10分休憩

午後2時12分再開

○西岡委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

日程2、報告事項に入ります。子ども部（1）区立幼稚園の預かり保育の拡充及び給食の実施について、理事者からの説明を求めます。

○湯浅子ども支援課長 それでは、教育委員会資料2に基づき、区立幼稚園の預かり保育の拡充及び給食の実施についてご報告をさせていただきます。

まず項番1の経緯です。第3期千代田区子ども・子育て支援事業計画策定に係る調査において、区立幼稚園における保育園と同様の時間帯での開園及び給食の提供の保護者のニーズが高かったことを受けまして、区立幼稚園において預かり保育の拡充及び給食の提供をするものでございます。

次に、項番2、実施の内容でございます。まず（1）預かり保育につきましては3点拡充いたします。一つ目は、ア、午前7時30分から短時間保育の開始時間まで。二つ目は、イ、短時間保育の終了時間から午後6時30分まで。三つ目は、ウ、短時間保育の休業日、こちらは夏・冬・春の長期休業日などでございますが、拡充を新たに行う午前7時30分から午後6時30分までの時間帯で実施をいたします。

次に、（2）給食の実施についてでございます。まず、ア、麴町・九段・番町幼稚園につきましては、弁当給食を提供いたします。次に、イ、お茶の水幼稚園につきましては、失礼いたしました。アですね。失礼しました。お茶の水幼稚園につきましては園給食を提供いたします。次に、イ、麴町・九段・番町幼稚園では弁当給食を提供いたします。なお、原則として休業日の提供はございません。また、参考として、次のページに弁当給食の献立例とその画像を添付しておりますので、ご覧ください。

次に、項番3、開始時期でございますが、令和7年4月より実施をいたします。

次に、項番4、これらの実施に伴う改正予定の規則でございます。千代田区立幼稚園使用条例施行規則でございますが、議会等の日程の関係などもございまして、3月26日の教育委員会に頭出しをした後、3月31日の臨時教育委員会にて議決を頂く予定でございます。なお、さきの文教福祉分科会でもご審議を頂き、また、こちらは条例施行規則でございますので、通常であればご報告はしておりませんが、委員会の独立性と改正に伴う影響を鑑みまして、改めてご報告をさせていただくものでございます。

ご説明は以上です。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員から質疑を受けたいと思います。

これ、1食当たりのコストってどのくらいなんですか。（発言する者あり）300。保育園より安いんですけど、高いんですけど。

○清水学務課長 お弁当は1食当たり400円から500円程度というところで考えております。

○西岡委員長 500円程度で、保育園よりは高いんですけど。

○清水学務課長 給食は、来年度は380円ですので……

○西岡委員長 380円だけど、人件費とかは含まれていないからという認識ですよ。

○清水学務課長 はい、そうです。人件費等は含まれてございません。

○西岡委員長 あくまで食材ベースで考えると、これは配達コストも入っていて500円というところでもんね。分かりました。

ほかにございますか。

○牛尾委員 ちょっと確認をさせてください。まず預かり保育、7時半からと、あとは6時半までと、実施ですけれど、これはあれ、もちろん当然、人、配置を増やすと思うんですけども、でないといけませんからね。配置する職員というのは正規を増やすのか、会計年度なのか、あとは幼稚園の先生なのか、保育士なのか、その辺はどうなんですか。

○上原指導課長 預かり保育延長に伴いまして増やす職員としましては、預かり講師、つまり会計年度任用職員で対応させていただこうというふうに思っております。

○牛尾委員 当然資格を持っている方を配置するわけですね。

○上原指導課長 幼稚園の教員免許をお持ちの方ということで、配置のほうを今進めているところでございます。

○牛尾委員 これは今後ずっと続けていくわけですよ。会計年度を毎年毎年ちゃんと会計年度が集まるかどうか分からない状況で、正規の配置を増やしていくという考えはあるんですか。

○上原指導課長 正規教員につきましては、学級数との関係性もありますので、そこで一律にここで増やせるということでお約束できるところではないです。ただ、会計年度任用職員として今預かり講師のところを拡充というところは、今後この預かり保育をどのように、人数等も鑑みまして会計年度任用職員の任用というところも、さらにどういうふうに拡充していくかということも検討していくところでございます。

○牛尾委員 当然、幼稚園は教育ですからね。30人に1人でしたっけ、今。そうした基準があると思うんですが、ただ、保育を希望するお子さんがかなり出てくると思うんですよ。それでこういうことを実施したわけですから。やっぱりそうなると、会計年度の方がちゃんと毎年毎年集まるんだったら安心できますよ。ただ、人手不足が言われている中で、なかなかこの配置したくても会計年度の応募がないとかいったこともあり得るわけじゃないですか。そうなった場合が心配なんですよ。やっぱり保育の部分だけ例えば保育士を配置するとか、教員が駄目だったら保育士を配置するとか、そういったことも考える必要があるんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○上原指導課長 まず次年度におかれましては、会計年度任用職員で十分足り得る、充足するだけの人数というところで集まっております。こちらの園長等も声がけいただきまして、預かり保育延長というところでは充足できるように、十分できるように人材のほうを確保しているところで。今後については状況によって判断するところでございますので、今ちょっとこちらでこうするということでは、お答えはちょっと控えさせていただきます。

○牛尾委員 はい。分かりました。

○西岡委員長 富山委員。

○富山委員 すみません。確認なんですけど、このお弁当、例のほうを見させていただいて、使い捨て容器ではないように思うんですが、これは当日配って食べた後に、園で洗って返すのか、それとも洗わなくて返してしまっただけで業者で洗うのかという、先生方の負担が増えるかどうかの確認をしたいんですが、いかがでしょうか。

○清水学務課長 こちらの容器は、お弁当の事業者さんが配達して、食べ終わった後、当日中に回収して、事業者のほうで洗浄するという形になっております。

○富山委員 分かりました。ありがとうございます。

○西岡委員長 はい。幼稚園で、今、大分定員割れを起こしているというところで、もちろんこういう朝7時半から6時半までやっていただいて、すごく働く親としてはありがたいと思うんですね。今、幼稚園の保護者の方も、皆さん働いていらっしゃる世帯が多いので。

で、ずっと前から申し上げていて、もうしつこくて申し訳ないんですが、やっぱりこども誰でも通園制度を、この空いている、定員割れしているところにはできないものかと思うんですけど、令和8年度から順次なさっていくんでしょうけれども、試験的にもできないんですかね。その辺についてはご見解はいかがですか。

○小阿瀬子育て推進課長 こども誰でも通園制度、ご指摘いただきましたように様々検討をしていくべきものと考えているところでございます。幼稚園等、保育園でも、児童館等、

様々いろんなところでできる仕組みでありますので、区としてどのような実施の施設とか、また対象の年齢とか、区としてどういったところがいいのかというのを、まずは検討しなければいけないというふうに考えているところでございます。8年度より国の制度としてスタートいたしますので、区といたしましても早急にここは検討するということ考えておるところでございます。

○西岡委員長 大分前から言っているのですが、文京区さんももうやっていらっしゃるし、ぜひ前向きに検討してもらえたらいいのかなと思います。潜在的に皆さんやはりずっと自宅で子どもを育てることも大事だけど、社会性を磨くためにも、少し、数時間でも預かってもらいたいという要望は絶対にあるので、ちょっとそこはぜひ前向きに検討していただけたらと思います。

ほかにございますか。

○池田委員 分科会でも別の視点からというか、ちょっと私、確認したいんですけども、今回のこの預かり保育で、朝7時半から延長、延長というんですかね、延びている、ウのように短時間保育の休業日、春休み、夏休み、冬休みですよね。そういう長期休業でもこの時間帯全て預かるということで、本当に保育園に近い幼稚園になってきておまして、いっそのこと全部こども園として認めてあげてもいいぐらいなんですけれども、保育とは言いますが、やはりこの預かっている期間は、しっかりと幼児教育の、千代田の幼児教育をしっかりと特徴として生かしていくということでしょうか。

○上原指導課長 幼児教育、教育課程の中で行われる教育活動というところは、しっかり特色を持って行っていくところは変わりございません。

○池田委員 これは余計なことなんですけれども、7時半から預かるということで、しっかりその辺りはご家庭で朝食を取って来られないと、やはりお弁当だけ食べるになってしまうとやっぱり心配ですから、そのところは注意していただきたいと思いますが、朝食は当然出ないと思いますから、しっかり取ってきていただきたいと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○西岡委員長 前にそれを提案してもやってくれなかったんですよ。保育園、幼稚園で給食を出してほしいと言っていたんです。都庁の保育園なんかはもうやっているんですよ。写真もスクリーンで出して、これくらい、こういうのをやっていますよと言っていたんですけど、やってくれないんですけど、今は気持ちは変わりましたか。どうですか。どなたが答えてくれるのかしら。

○湯浅子ども支援課長 いろいろとご家庭での食育等々がございますので、全てが全てというわけではございませんが、今後もいろいろな保護者の方のニーズを拾いながら、保育園でも検討するかどうかということも含めて、まずは幼稚園のほうにはしっかりと、朝、朝食を取っていただいて登園していただくように、園を通して保護者の方々に周知を頂くようお願いしたいと思います。

○池田委員 特に夏休みの場合は、期間限定ではありますがけれども、朝、ラジオ体操をやっているところもありますから、そこに出てきて、また1回家に戻って、今度この7時半からまた預かりに来るといのは大変かなと思いますし、いろいろその辺りは研究していただきたいと思うんですけども。

先ほどのお弁当の件なんですけれども、これ、容器は業者さんがもうもちろん中身を入

れて納入して帰るんですけども、食器については、食器というんですかね、お箸なのかスプーンなのか、その辺りは使い捨てなのか、また洗えるものなのか、ご自宅で持参してくるのか、いかがでしょうか。

○清水学務課長 食器につきましては、ご自宅から幼児さんの使いやすい食器を持ってきていただくという形になります。

○池田委員 そうしますと、学校給食、小学校だと、今、先割れスプーンではないのかな、箸とかなのかな。というのを、いろいろ好み、使いやすさはあると思う。統一はしなきゃいけないのか。今言われたようにご自宅で使い慣れているものと言うと、箸なのか、そういうスプーン、フォークなのかというのは様々あるけど、その辺りはもう自由ということですかね。

○清水学務課長 今までも、これまでもお弁当を持参で通われていて、そのお弁当に合わせたフォークですとかお箸ですとかをご自宅からご用意されていたかと思うんですけども、今回、お弁当のメニューを事前にお配りいたしますので、そのメニューをご覧になって、必要なフォークですとかお箸、通常三つがセットになったようなものをお持ちいただくケースが多いようでございますけれども、そういったものをお持ちいただくというような形になります。

○池田委員 あと、ついでなんですけれども、水分といいますかね、お水だったりお茶だったり、その辺りは食事していると必ずそこは必要かと思うんですけども、園で用意するのか、ご自宅に対応するのか、いかがでしょう。

○清水学務課長 やはり同様に、これまでもご自宅から水筒を持ってきていただいて水分補給しているというような状況でございます。今回、お弁当を園のほうで提供いたしますが、飲物についてはご自宅からお持ちいただく。で、足りないようなお子さんには園のほうで水分等を補給するというような形を取っているということでございます。

○西岡委員長 ごめんなさい。牛尾さんのほうが早かった。（発言する者あり）

牛尾委員。

○牛尾委員 幼稚園給食というのは、例えばほら、学校の場合、完全給食の場合、牛乳ってつくじゃないですか、必ず。幼稚園はそういったことには入らないんですか。

○清水学務課長 給食のほうでは、牛乳を保育園でも1人ずつというのを、コップに注いで牛乳をお配りしているというような形でございます。お弁当のほうでは、やはり牛乳を保管する冷蔵庫というのが必要になってきますので、ちょっとその設置というのが難しい状況で、お弁当のほうでは牛乳の提供というのは予定してございません。

○牛尾委員 じゃあ、お茶の水幼稚園では牛乳は、一応給食なんで、つくということですよな。

○清水学務課長 お茶の水幼稚園での給食では、牛乳を提供するというような形になります。

○牛尾委員 その際、お茶がいいですよという家庭は、お茶でもいいですよという柔軟な対応もできるということですか。

○清水学務課長 ご自宅から水筒に、通常はお水を持ってきていただいているというような形かと思います。

○西岡委員長 幼稚園で全く水分を出さないということですか。麦茶とかそういうのは、

最低限のものは用意しているんですね、幼稚園でも。

○清水学務課長 水でございますが、ご用意はしてございます。

○西岡委員長 そうですよ。

えごし委員、お待たせしました。

○えごし委員 ちょっと以前に出ていたら申し訳ないんですけども、この弁当について、このアレルギーを持ったお子さんとか、このメニューは出ているので、例えばこれ、ちょっとアレルギーですと言ったら、園のほうでそれを食べないようにやっていただけるのか。そこら辺はいかがでしょうか。

○清水学務課長 通常のメニューも、そば、落花生は使用してございませんが、アレルギー対応のメニューというのも別に一つ用意してございまして、そちらのほうは卵、牛乳、乳製品等、小麦ですかね、を除去した献立というのをご用意してございます。ただ、そちらも召し上がれないような場合は、学校給食と同じような形でご自宅から持参していただくという形になるんですけども、そこは園のほうで保護者様としっかりご相談してという形になります。

○西岡委員長 アレルギーは容器の色とかを変えているんですね、間違えないように。間違えて配付したら大変なので、たしかお弁当のほうで。

○清水学務課長 容器の色を、今ご覧いただいているのが通常のお弁当箱でございますが、色を変えた形で、間違いのないような形にしております。

○えごし委員 ありがとうございます。それぞれ、アレルギーもそれぞれ、お子様それぞれだと思うので、例えばこの1品だけとかというのがあれば、そこは柔軟に、食べないようにしてあげるとか、保護者と先生とそこはちょっとしっかり連携を取って進めていけるようにしていただければなというふうに思いますので、よろしく願います。

○清水学務課長 1品だけ外すというような、そういった対応というのは、やはりアレルギーは非常に深刻な場合がございますので、学校のほうでもそういった対応というのはせずに、今回もアレルギー対応のメニューか、そうでない通常の献立か、どちらかをお選びいただいておりますという形になります。

○えごし委員 分かりました。

○西岡委員長 今までと違って、すごい時間の幅を持たせていただいて、いい取組だと思うんですけども、やはり小さい子、幼児の子というと、低血糖になりやすかったりとか、家の生活はまた違う生活リズムになるので、本当にちょっとおやつ時間を入れてあげるとか、少し軽食を出してあげるとか、何か本当に工夫しないと、保育園はその辺は柔軟にやはりおやつ時間があったりするので、この6時半まで、例えばお弁当を食べてから6時半まで何も食べないとすると、また朝7時半、さっき池田委員からもありましたけど、7時半から、今まで朝食を食べていなかった子が1週間続いて例えばお昼まで食べていないとなると、本当に口が紫色になったりして低血糖になっちゃう子って私は見たことがあって、びっくりしたんですけど、ちょっとそこはすごく連携を取りながら気をつけてもらったほうがいいかなと思うんですけども、その辺は柔軟に対応できるのかな、幼稚園は。どうなんでしょう。おやつ時間はまずありますよね。12時から6時半まで全く何も口にしないということはないですよ。考えていない。考えていない。本当。

○湯浅子ども支援課長 おやつにつきましては、弁当給食のところでは持参という形にな

ると思います。給食のある幼保一体型についても、おやつは出ます。（発言する者あり）

○西岡委員長 幼保。幼稚園は。

○湯浅子ども支援課長 幼保一体型は千代田幼稚園、昌平幼稚園です。（発言する者多数あり）失礼いたしました。こちらも持参でおやつは提供させていただきます。

○西岡委員長 じゃあ、幼稚園は持参で、持ってくればその時間に食べれるということですね。そうですね。分かりました。安心しました。やはり今後の課題としては、お弁当と給食提供の、今、施設でのばらつきがあるので、これをいかに解消していくかということが大事だと思いますので、引き続きご検討のほどお願いします。

ほかにございますか、この件で。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 そうしましたら、（１）区立幼稚園の預かり保育の拡充及び給食の実施について、質疑を終了いたします。

次に、（２）番、第３期千代田区子ども・子育て支援事業計画に係るパブリックコメントの実施結果について、理事者からの説明を求めます。

○小阿瀬子育て推進課長 教育委員会資料３－１、３－２に基づきまして、第３期千代田区子ども・子育て支援事業計画に係るパブリックコメントの実施結果について、ご報告をさせていただきます。

まず、資料３－１の実施結果、項番１でございます。募集の期間につきましては、令和７年２月２０日から３月７日までの１６日間ございました。

募集の方法でございます。持参、郵送、ファクス、また電子メール、区のホームページ送信フォームからということになってございました。

周知の方法でございますけれども、広報千代田２月２０日号、また区のホームページ、子育て推進課など、掲載の窓口での配付、また区内の掲示板というところでやらせていただいたものでございます。

意見の提出者数でございますが、８名でございます。電子メールによるもの１人、区ホームページ送信フォームによるもの７名というところでございます。いずれも区内に在住者の方でございます。

意見の数でございますが、３６件頂いてございます。意見の概要と区の考え方につきましては資料３－２に掲載がございます。こちらにつきましては、ポイントについてご説明をさせていただきます。ご意見を種類別に分けますと大きく二つになりまして、一つは子ども・子育て支援事業計画の事業に関するもののご意見、もう一つは計画の直接の事業ではないですけれども、そういったもののご意見ということになります。

子ども・子育て支援事業計画、こちらの事業に関することにつきましては、保育園、幼稚園、また地域子ども・子育て支援事業に関することとしてご意見を頂戴してございます。幼稚園、保育園等につきましてはの主なご意見といたしましては、預かり保育の拡充でありますとか、また、保育士の増員のご要望、また、保育所等での日曜・祝日保育のご要望などを頂いてございます。

保育士の増員のご要望につきましては、同じようなご要望が３件ございました。こちらの資料の４ページの５の②をご覧ください。こちらにつきましては、散歩時のサポート要員の増員に関するご要望でございますけれども、保育士が足りないことに

よって散歩ができない状況があるので、サポート要員が欲しいというようなご要望でございました。こちらにつきましては、令和7年度から国の基準を超えまして、保育所を配置した場合における補助の増額を予定してございますという方向でございます。

また、日曜・祝日の保育につきましてもご要望いただいております。8ページになりますけれども、8の⑥に掲載してございます。頂いたご意見のように、特定の園での集中実施、こういった方法がございまして、職員体制ですとか運用方法も含めまして今後検討してまいります。

次に、地域子ども・子育て支援事業の関係につきましてものご意見でございますけれども、ベビーシッター利用支援のご要望、また、ファミリー・サポート・センターの支援員増員などについてのご要望、また、子育てひろばに関するご要望などを頂いております。

ファミリー・サポート・センターにつきましては、同じようなご意見を3件頂いております。こちらのファミリー・サポート・センターでございますけれども、お戻りいただきまして、2ページの3、④をご覧いただければと思います。こちら運営体制の強化に関することといたしまして、サポーターの不足、支援員の不足のご指摘がございました。こちらにつきましては区としても認識してございまして、支援会員の方、受け取る利用料の増額ですとか、また区内の大学生等を対象に、需要の多い送迎に特化した準支援会員制度の創設など様々な取組を行ってございまして、引き続きこうした支援会員の確保を行いつつ、支援活動が安定的に行われるよう努めてまいります。

また、子育てひろばのご要望につきましては、すみません、2ページちょっとお戻りいただきますが、6ページの下の方に、7の⑦、こちらに掲載してございます。児童館や区役所の食堂で子どもと保護者が一緒に今いることができ、子どもを遊ばせながら遊んだり仕事ができるような環境づくりへのご要望を頂いたものでございます。こちらにつきましては、子どもと保護者にとって過ごしやすい場所であること、これは重要な視点でありますので、今後の子育て施策の参考にさせていただきますというところの回答をさせていただく予定でございます。

最後に、計画の直接の事業ではないものについてのご意見でございますけれども、一つは子どもの遊び場に関するご要望、また、通学児童に対する緊急時対応などの災害対策に関すること、また、計画の体裁に関するご意見なども頂いております。

子どもの遊び場に関するご要望といたしましては、同じようなご要望を5件頂いております。遊び場に関することといたしましては、この遊び場全体に関するのと、あと校庭開放についてのご意見などを頂いております。こちらにつきましては、1ページお戻りいただきまして、5ページの6の②をご覧いただければと思います。遊び場事業全体につきましては区といたしましても重要な課題であると認識してございまして、現在10か所追加事業を開催してございますけれども、令和7年度からは新たに旧九段中学校の校庭と体育館、こちらを活用することですとか、また校庭開放につきましても拡充に向けて検討を進めていくことなど、引き続き子どもの遊び場確保に向けて努めてまいります。

また、体制の変更等についてでございますけれども、同じページの7の①におきまして、6ページになりますが、目次に事業と施策の一覧がなく、対象事業が見えにくい旨のご意

見を頂いております。こちらにつきましては、頂いたご意見を踏まえまして、目次については一つ下の階層を記すように変更させていただきたいと考えているところでございます。

こちらの計画案でございますけれども、ただいま申し上げましたこの目次の変更、こちらと、あと、証言が重複している部分なんかにつきましては整理をさせていただいております。そのほかにつきましては、素案から変更した事項というところはございません。こちらの計画案でございますけれども、すみません、資料3-1の今後の予定というところでございますが、本日の子ども・子育て会議、また、明日の教育委員会などで報告させていただきまして、3月末、策定を予定しておるところでございます。

ご説明につきましては以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員から質疑を受けたいと思います。

○白川委員 確認だけです。2番の②でバウチャー制度のことが書いてあって、これ、私はちょっと知らないで教えていただきたいんです。学生のためのバウチャー制度というのは千代田区はありますか。

○小阿瀬子育て推進課長 こちらの資料、何でしょう、生涯学習関係の資料ということで、ちょっと他の部の事業でございますけれども、申し訳ございません、全ての区民の方を対象に行っているということでございます。

○白川委員 それは塾とか予備校で使えるものですか。

○小阿瀬子育て推進課長 大変申し訳ございません。ちょっと所管外となってございまして、ちょっと詳しいところがちょっと答弁できないところでございます。大変申し訳ございません。

○西岡委員長 はい。大丈夫。

○白川委員 じゃあ、後で。

○西岡委員長 はい。

牛尾委員。

○牛尾委員 そうですね、8名の意見なんですけれども、本当に多岐にわたる意見が来ておまして、私が残念だなと思うのは、もっとたくさんの保護者の意見が来れば、もっとたくさんの様々なご意見、参考になるような意見というのが集まったんじゃないかなと思うんですね。この周知方法が、広報千代田、区のホームページ、子育て推進課、どこがやったか、どうしたか分かりませんが、あと区役所の2階と。これ、例えば保育園の保護者とか小学校のご家庭の保護者とか、そういった方々に、ご意見を下さいということで、パブコメを集めるような方法というのは考えられなかったのかなということなんです。大体、QRコードさえあれば答えられると思うんですね。ちょっと今後そうした意見を集めるに際しては、もっとたくさんの意見を集める努力というかな、そういうのが必要と思うんですけど、いかがですか。

○小阿瀬子育て推進課長 今回、パブリックコメントを従来の枠組みの中でやらせていただいておりますところでございますけれども、保育園等とか、持っている事業の中で、やはり広く聞く機会が持てるんじゃないかというご意見を頂いたところでございます。この部分は大切な視点だというふうに考えてございますので、今後、事業を実施する中におきましては、そうした視点も含めていろいろと検討のほうをしてみたいというふうに考えているところでございます。

○牛尾委員 あと、この子ども・子育て支援事業計画の中での声だったんですけれども、これは基本的に保育の需要が足りないというときに計画をつくって、いかに待機をなくしていくかということが重きに置かれた計画だったんですけど、今はそういった状況じゃなくなってきたと思うんですね。遊び場の問題とかファミサポとか保育士、まあ保育士は、そこは普通に関係するのかな。あとは障害を持つお子様の関係とか、様々な意見、要望が来ているじゃないですか。やっぱり国の方針があるから、子ども・子育て支援法があるから、限りはあると思うんですけど、そうした遊び場をどうやっていくのかとか、例えばファミサポみたいな、いわゆる家庭で子どもを見守ってくれる方々、ヘルパーさんをどうしていくかとか、そういったことについてもこの計画に盛り込めるような、そういうものになっていかないかなと私は考えているんですけど、やっぱり難しいですかね。

○小阿瀬子育て推進課長 子ども・子育て支援事業計画につきましては、子ども・子育て支援法に基づきまして、保育と教育の需要と供給、またこの地域子ども・子育て支援事業、今19事業ございますけれども、そちらの事業の需要と供給というところの枠がございます。一方で、今おっしゃられましたこの子ども・子育て支援事業計画に触れないような部分ということも、当然のことながら、どのようにしていくかというのは検討等が必要な部分がございます。この計画に入れるということは立てつけ上できませんけれども、特に遊び場とかはまた長期的な視点というのも必要になってまいりますので、各事業の中でそれぞれ予算を立てるとき、また予算を立てるにつきましても、中期的な方向性というのも立てながら、予算の審査、審議ですね、検討を行っているところでございますので、各事業でそういった予算事業の中で方向性のほうを決めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○西岡委員長 はい。

ほかにございますか。

○池田委員 牛尾委員にもちょっと関連はするんですけれども、今回のこのパブリックコメントのこの回収、数というんですかね、本当にちょっと少ないなと思いつつ、内容が本当に多岐にわたって、いろんな意見を頂いている。やはり区民の声を聞いて反映させるのであれば、やはりいろいろもうちょっと趣向を凝らさないと、いろんな意見を酌み取れないと思うんですね。それでも、ちゃんと区の考え方は、いや、今はその検討はしませんとかははっきり言い切るじゃないですか、こうやって。なので、いろんな意見を聞いてもらいたいんです。私たちは一部の方からしか聞いたことをお伝えすることはできないけれども、行政のほうがかこうやって発信をするのであれば、しっかりと受け止めて、受け止められないものはしっかり返しているんですから、お答えとしては。そういった中で、体育大会のときにテニスコートのところにいろいろやって、それが人気があるスポーツだかなんだというようなりサーチをほかの所管でもするわけですよ。だから、今、牛尾さんも言ったけれども、保育園だったり遊び場だったりとか、いろんなところでの意見をしっかりと吸い上げられるような取組をしていただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 頂きましたご意見、委員おっしゃるとおりであるというふうに認識してございます。この遊び場に関することもそうですし、そのほかの事業のこともそうですけれども、やはりこの関連する部署、私どもの部署だけではなかなか煮詰まった検討もできないと考えておるところでございます。また、遊び場につきましては、区全体と

していろんなところで遊び場事業をやっておりますけれども、そういったところとも連携をさせていただきながら事業の整理をするなど、またこの方向性も、遊び場の拡充も、これでいいのか、どこが終着点なのかという部分もこれから出てくるところとも考えてございますので、そういった長期的な視点が持てるように、専門家の意見なども聞きながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○池田委員 遊び場について少し深掘りしたいんですけども、今回、旧九段中学が新たに新設をされて遊び場が増えましたというお答えもこの中で出ていますけれども、一方で、ふじみこどもひろばが今度の、今月いっぱいでしょう。閉鎖されるにもかかわらず、いまだにあそこのところには、もう使えなくなりますがとかの案内が何もされていないんですよ。そこの辺りの使い方については、利用しているお子さんたち、家族も含めて、パブリックコメントの数がこれだけしかないということは、あまりホームページ等を、掲示も見ていないという方も多いかもかもしれないですね。というところでは、やっぱり現地にちゃんとそういう貼り紙等でお知らせをしないと、今度、4月に行ったときに遊べなくて困っている。だけど、九段中はここですよというような案内もどこまでできるのか、子どもだけで行ったときだって分からない場所もありますし、そういう丁寧さというのはもうちょっと必要ではないのかなと思うんですけども、いかがでしょう。

○小阿瀬子育て推進課長 頂きましたご指摘はそのとおりでございます。そうですね、ふじみこどもひろばのところにつきましても、大きな広場から、今度、旧九段中学校にその機能を移転するという部分につきまして、現地にも貼り紙等を掲示させていただくように、早急に対応させていただきたいと思っております。

○西岡委員長 ほかに。

○池田委員 すみません、細かくなって。これ、アンケート結果の8番の①番に、この小学校の保護者が平日に開催されて、なかなかしっかりと状況が分からないということで、これについても、保育園の場合はまた皆さん働いているから仕方がないんですけども、小学校の場合は、そこのところでは少し、今後共働きのご家庭も増えてきますから、保育園がこれだけ多くて、そのご家庭のお子さんが小学校に上がるというのは、必然的に共働きのご家庭が増えていくわけですから、そこのところは、これは指導課長のほうになるのか学務になるのか分からないけれども、その辺の対応も今後は少し検討の一つになるのではないのかなと思うんですけども、いかがでしょう。

○西岡委員長 そうですね。まさに私も対象でしたからね。オンラインとかアーカイブとかをして、もう皆さんから今回物すごいいろんなご意見を頂いたので、ちょっと本当にオンライン化してもらいたいなと思っています。

ちょっとごめんなさい。いろいろ何かばらつきが多分あると思うんですけど、やっているところと実はやっていないところもあるみたいですけど、その辺、しっかり前向きに統一したらいかがですか。

○上原指導課長 ご意見をありがとうございます。平日の時間、教員の勤務時間というところで開催しているところがどうしてもあるんですけども、今お話しいただいたとおり、オンラインで行ったり、またオンデマンドという選択もあるかというふうに思います。その辺り、ちょっと学校のほうとも、どの程度できるかとか、そういったところは、こちらとして、これをやりなさい、あれをやりなさいというところは、ちょっと学校の自主性と

いうところで強く言えないところもあるんですけども、方法としてこちらでご提示させていただくことはできますので、そういった部分で、ふだんなかなか平日ご参加できない保護者の方が多い状況であれば、そういったところも選択肢の一つとして行うように、学校のほうにも助言してまいりたいと思います。

○池田委員 よろしくお願ひいたします。

もう一点、あと、中に、何でしたっけな、お散歩支援ですか、が足りないというところで、学生との連携というところで考えますと、保育士、資格はないにしても、この間説明いただいたこの見守りバッジを持っている方がこれから増えてくると思います。学生さんたちにも、散歩のこの時間、空いている時間だけでも付き添ってもらえないかという、そういう連携というのはできますか。

○加藤子ども総務課長 今、池田委員からのご指摘を賜ったところでございますが、ちょっと保育園側と、当然、授業も学生さんはあるかと思っておりますので、そこら辺、保育学科を持っている大学などは、もしかしたらそれが授業の一環の中で行われるかもしれませんが、ちょっとそういったところはうまく連携を取って、できる、できない、ちょっといろいろ相談して進めてまいりたいと思います。

○西岡委員長 はい。

ほかにございますか。

○えごし委員 このパブリックコメントの意見概要のところ、ベビーシッターの利用の話もいろいろ要件がありまして、私も様々利用されている方からお話を伺うんですけども、やっぱり毎日使っていると、144時間というのはやっぱりすぐにいってしまうということで、ぜひ増やしてほしいと。これはもちろん東京都の事業というか、予算10分の10でやっていると思うんですけども、やっぱりそこ以上の分は例えば区でちょっと補助として出したりとかというところは、やっぱり今、検討としては余地があるのかというところをお聞かせください。

○吉田児童・家庭支援センター所長 ベビーシッター利用支援事業については、おっしゃるとおり東京都の補助事業であります。今年度から千代田区においては障害児を育てるご家庭に関しては一部拡充をしております。そういった意味で、支援を必要とするご家庭の場合の拡充というのは区独自でも行える余地はあると考えていますが、具体的にどのようなのは、今現在、案があるわけではないので、今後の検討課題でございます。

○えごし委員 あと、聞く意見としては、ベビーシッターさん、やっぱりこの補助を使えるのは要件を満たしたベビーシッターのみというところにも、安全性とかそういうところも考えて、そういう資格を持っている方とか要件を満たす方というふうにはなっていると思うんですけども、やっぱりベビーシッターって信頼のおける方とか、個別にお願いしているような方もおられると聞いております。例えばそういうちょっと要件を増やすとか、あとこれはもう送迎のみとかは駄目だという話を私も聞いたことがあるんですね。送迎プラスこの前後で保育のようなものがあるんだとしたら、これを補助できるとかという話もあるんですけども、やっぱりファミサポとかもなかなか、もうちょっと使えるようにしてほしいという意見とかもありましたけれども、このやっぱり送迎を、やっぱり夜まで働いている方も送迎もお願いしてというところで、ベビーシッターを使われている方も多いと聞いております。そういう意味では、ちょっとそういう送迎のところというのも、何か要

件的に緩和できるような取組も考える必要があるのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 こちらの事業は、東京都の補助金、あと東京都のほうでの人材確保策、こういったものをベースにしているので、そういった意味で東京都の一定のルールにのっとる必要があります。なので、今おっしゃったような送迎のみに特化した形というのは今ございませんので、そこをどうするかというのはちょっとなかなか区独自では難しいのかなというふうには考えております。

○えごし委員 もちろん東京都の補助ですので、その部分で使っているという枠組みは分かるんですが、そこから少しプラスでということではちょっと区で考えて、出していくとか、そこら辺はまたぜひ検討していただきたいなと。先ほどの時間の分も含めて検討いただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○吉田児童・家庭支援センター所長 様々、ニーズといたしましよ、課題というのはありますので、そういったものを含めて、今ご指摘の点も含めて、検討していきたいと思ます。

○西岡委員長 あとそれとベビーシッターの件で言うと、前々から申し上げますけども、やはり未就学児しか使えないので、かといって就学児といっても、今度、低学年に上がったところで、1人で留守番なんかできないわけですよ。そうすると、現実、ベビーシッターさんに皆さん保護者の方は頼っていらっしゃるので、そこは引上げを検討できるのか、可能か、拡充は、今後検討は。今すぐ答えは出ないと思いますけれども、そういうところも含めて、もう歳児でもう切ってしまうざるを得ないのもあるかもしれないけど、やっぱり低学年の子も、6歳から7歳でいきなり留守番ができるようになりましたというわけにはいかないんで、ベビーシッター補助を拡充してほしいという声もありますので、その辺は検討をお願いいたします。

○吉田児童・家庭支援センター所長 様々、課題、ニーズがあります。今ご指摘の点も含めまして、あと対応する方策は、このベビーシッター利用支援事業以外にも区のほうでも行っているサービスがございますので、そういったものを含めて、こういった対応が可能かというのは引き続き検討していきたいと思ます。

○西岡委員長 はい。お願いします。

それと、今、全体的に——もうよろしいですか、質疑。言えることですが、やはりパブコメの人数が少な過ぎる。全然委員会は違いますが、ちょっとDXのほうで前に申し上げたんですけど、やっぱりDXのほうでもすごい少ない。あのDXでさえ、ネットで集計しても人数が少なかったりするんで、もう区政モニターさんに協力してもらおうというのはすごい大事だと思っていて、50人から100人に増やして、確実に返事があると思うんですよ。回答できると思うので、子育てニーズに沿うかは分からないですけど、まず分母を増やしていくことも大事なのかなと思うので、あと、すぐーるで必ず配信をして、保護者の方の目に留めていただくということが大事なので、こんなことをやっているのは知らなかったという方もいらっしゃるから、そこは広く意見聴取をしていただきたいと思ますけれども、いかがでしょうか。

○小川子ども部長 ご指摘を頂きました。確かに今回のパブリックコメントは件数的には非常に少ないという受け止めでございます。従来型の意見聴取の方法ということで来たわ

けでございますけれども、今頂きましたご指摘の中にも、幅広く意見を募れる方策があると思いますし、今後、子ども部としても、子どもとか保護者に効果的に情報発信をしたり、あるいは子育て、教育に関する情報について、情報発信と、あと意見聴取、双方ができるような仕組みづくりをするということで、令和7年度の予算化を今検討しているわけでございますので、そういったあらゆる仕組みを使ってきちんと周知をしたり、あるいは意見を募集したりと、そういう仕組みをつくってまいりたいと考えてございます。

○西岡委員長 そうですね。お金をかけなくてもいいので、幅広く聴取できるようにお願いいたします。

○小川子ども部長 そうですね。既存のものの中でも、まだまだ幅広く意見を聴取する方法はあると思いますので、そういった方法については工夫してまいります。

○西岡委員長 お願いいたします。

以上でよろしいですか。ご質疑はほかにございませんね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（2）番、第3期千代田区子ども・子育て支援事業計画に係るパブリックコメントの実施結果について、質疑を終了いたします。

次に、子ども部（3）区立学校の学期の現状について、理事者からの説明を求めます。

○上原指導課長 それでは、私から、区立学校における学期の現状について、教育委員会資料4を基にご説明申し上げます。

項番1、現状について、表に示させていただきました。こちら、令和6年度においては、九段中等教育学校を除く区立学校10校のうち、2学期制を実施しているのが小学校1校で、4月から前期、おおむね10月から後期として教育課程を編成し、実施しているところでございます。また、それぞれの学校の判断において作成される学習の成果や学校生活の様子を、児童生徒、保護者と共有する通知表につきましては、年3回作成、配付しているのが、小学校で4校、中学校2校、また年2回としているのは小学校4校となっております。令和7年度においては、カリキュラムマネジメントの推進、評価、評定の精度向上等を目的に、新たに小学校2校で2学期制とする届出があり、合計で小学校3校で2学期制による教育課程が実施されます。通知表についても、新たに小学校2校が2回とするため、小学校6校で2回となります。

続きまして、項番2、今後の方向についてです。教育委員会といたしましては、2学期制を考えている学校がある現状を鑑みまして、令和7年度は先ほど申し上げました新たに届出のあった小学校2校について2学期制を試行的に実施することとし、その効果や課題の検証を行ってまいります。今後でございますが、区立小中学校においては統一した学期制としていくことが望ましいと考えているため、令和8年度に向けて、校長会とも協議しながら、検討のほうを進めてまいりたいと思います。

本件についてのご報告は以上です。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。質疑を受けます。

○牛尾委員 ご報告いただきましたけど、まず令和7年度については、富士見、続いて麴町、番町を特例とし2学期とするとあります。これ、3学期制にするか2学期制にするかというのは、これは学校判断でできるということなんですか。

○上原指導課長 千代田区立学校の管理運営に関する規則に基づきますと、本来は3学期

制なんです、学校の届出によって校長が別に定める基準によって変更することができるというふうに管理運営規則でも定めておりますので、その届けに基づいて2学期制というところで、届出を受けたところでございます。

○牛尾委員 本来なら3学期なんだけれども、届出によって2学期にすることができますよと。ただ、区としては令和8年度以降は3学期に統一していきますよということなんだけれども――あ、検討していくとね、検討していくとなんだけれども、その中でもあえて麹町や番町が2学期とするということは、2学期のほうが何かしら都合がいいと。学校運営とか子どもたちにとっては都合がいいと判断して2学期を選んでいると思うんですけども、そこについては、区というか教育委員会としてはどのように考えていらっしゃるんですか。

○西岡委員長 メリット、デメリットが分かにくいので、説明いただけますか。

○上原指導課長 今、先ほど、今後、令和8年度、2学期にするか3学期にするかというところは検討を進めていくので、どちらにするかというところでは、管理運営規則上は3学期なんです、そこはまだはっきりはさせているところではございません。

2学期におけるメリットとしましては、2学期制のメリットとしましては、まず一般的に言うと、学習の流れが維持しやすくなるということと、長期的な学習計画を立てやすくなるということがございます。3学期制のメリットとしましては、やはり学期ごとに休みが入りますので、学習のめり張りがつけやすい。そんなふうなメリットがあります。

双方にメリットがある一方、デメリットとしましては、2学期制のところはいわゆる学期の区切りというものが本来ほとんど少ないので、気持ちの切替えが難しいという状況が起こったり、3学期制のデメリットとしましては、今度、学期の切替えが3回と多いので、テストの回数が増えたり、いわゆる行事も少し多くなって、少し若干忙しさが増してくる、そんなデメリットがあります。

それぞれメリット、デメリットがありますので、2学期制を採用しようとしている届出をした学校については、今、メリットの部分をつまみ、届出としていただいたというふうに捉えております。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 それぞれメリット、デメリットはあると思うんですけども、じゃあ、答えを急がずに統一するというのであれば、しばらく様子を見てじっくり検討していただきたいと。学校の意見もよく聞いていただいて。それはお願いしたいと思うんですね。

いま一つ、通知表の配付回数も、3回のところ、2回のところとあります。やっぱり通知表については、先生方かなりご苦労が多いと聞いております。やっぱり一人一人ちゃんと真剣につけていきますから。そうすると、やっぱり年に3回というのは、やっぱり担任の先生や教科の先生にとっては相当負担が増えるのかなと思っているんですけども、そこについてはどのように考えていらっしゃいますか。

○上原指導課長 まず学期制のことについては、しっかり成果と課題等を把握しながら、校長会ともしっかり検討を重ねて決定していければというふうに考えております。

また、通知表の回数ですが、2回を採用しているというところは、一つ教員の働き方改革という視点もあるかというふうに思いますが、一つ、2回にするメリットとしまして、長いスパンで評価できる。また、指導と評価の一体化と言われているところですので、短

い中でそれを行うというのは、正直言うと学習の効果としては挙げづらい部分もあるところで、2回の評価としているところで、2回を採用しているというところが多くございます。

○西岡委員長 学期ごとに例えば実施していた担任と保護者の面談とかは、やはり減らすべきではないのかなと思うんですよ、負担が多いとはいえ。だから、働き方改革の説明も校長先生から某学校であったようですけども、やはり教員の目線だけではなくて、子ども目線でもメリットがあるべきだと思うんですよ。だからそういうところは、移行期間であればしっかり面談は減らすことなくやっていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○上原指導課長 通知表の回数を減らすというところで、その分、先ほどお話ししました指導と評価の一体化が図りやすいという一方で、やはり保護者の方と、または子どもたちと、今の現状等を情報共有する機会も減っているというところは、実際のところはありません。そのため、例えば面談だとか、また通知表に代わるような、例えば学習の状況を少しお知らせするようなものだとか、そういったのは各校がしっかり工夫して取り組む必要があるかと思います。面談の回数を増やす、増やさないと、それぞれの学校等の判断があるかと思いますが、しかしながら、しっかり保護者と共有できるような時間は必ず設けるようにというところは助言してまいります。

○西岡委員長 そうですね。やはり3学期制から2学期制に変わる学校、保護者の方は特に動揺されていて、今まで3学期制だったものに対して、じゃあ通知表も2回になりますよといったときに、1回分減るわけですから、その1回分減った部分をどう補うのかというところを面談でしっかりフォローしていかなきゃいけないというふうに思うんですよ。だからそこは丁寧にやっていただきたいと思いますけれども。

えごし委員。

○えごし委員 区内でこの通知表の配付回数、学期回数が違うというところなんですけれども、この通知表の部分でいくと、こういう学校の評価とかというのはやっぱり中学の受験とかにも関わってくるわけで、そういう意味ではこの通知表の配付回数とか学期によって、各校でこの差が出てきてしまうということがないと駄目だなというふうに思うんですが、そういう評価の仕方、また、この中学受験にかかってくる評価という部分では、子どもたちにとって、学校、こういう学期とか通知表の配付回数で変わってくるようなことはあるのか。変わり得ることがあるのか。

○西岡委員長 内申とかですよ。

○えごし委員 はい。内申表ね。

○上原指導課長 それは実はあってはならないところです。評価基準というのはしっかり設けられておりますので、新しいところ、一番例えば調査書を出すときの直近の新しいところでの評価というところは評価基準に基づいてつけられるものですので、それが通知表の回数等云々というところは全く関係が特にございません。

○えごし委員 先ほど課長の説明で、長いスパンのほうが評価がしやすいであったりとか、そういう話もありました。そういう意味では、そういう長いスパンでやったほうがその子にとってはやかったりとかというのが、これが各学校で違うとやっぱり不平等さも出てきたりするのかなというふうに思うので、8年度以降は統一とするのが望ましいということ

で、検討していくという話でしたけれども、やっぱりちゃんと先ほどから言われているとおり、メリット、デメリットとかというのはしっかり話し合っていて、区としてもこうやっていこうという方向性はしっかり決めていただいて、できればそういう差が出ないようにという形にはしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○上原指導課長 区としても、今現状このようにお示しさせていただいたのは、それぞれの学校がそれぞればらばら、ばらばらと言ってもなんですが、そういった状況があるというところで、お示しさせていただいたところです。この辺りは校長会ともしっかり検討を重ねて、統一できるところというのはしっかり統一を図っていくというところは考えているところでございます。

○えごし委員 はい。

○西岡委員長 これ、23区だと、今どういう、どっちが多いんですかね。

○上原指導課長 具体的な数値として把握していないんですけれども、私の感覚ですと、もともと2期制を始めたのがちょうど平成15年、学習指導要領が2回前変わったときに、授業時数が大幅に増えたというところがございます。土曜授業がそのときにちょうどなくなつたという、週休2日制ができたところで、授業時数を確保というところで2期制を導入していて、そのまま2期制でいる区もあれば、途中で3期制に戻している区もあるというふうな現状は、私が知っている限りであります。なので、ちょっと今現在、23区中幾つかというところは、ちょっと手持ちではございません。

○西岡委員長 区で統一していこうというわけではなくて、やはりそこは校長の、ある意味学校の裁量でということではあるけれども、令和8年度以降は千代田区としては統一を図っていくという、今のところそういう見解ということですね。

○上原指導課長 学校数も少ないところもありますし、ある程度しっかり統一できるところは統一していきたいというふうな考えの下、やっております。校長の届出に基づいてやるものではございますが、しっかりそこは校長会と調整を図りながら、何が最良なのかというのは考えていく必要があるかというふうに考えております。

○西岡委員長 はい。もう最後にします。すみません。やっぱり校長が替わったときに、じゃあ、今の1年生が2年生になって、じゃあ3学期から2学期制に変わります。で、その後、校長が替わって、また3学期制に戻しますとか、行ったり来たりするというのが一番嫌なパターンなんで、そこはしっかり、それでメリットが大きければいいですけど、そのためには、特に3学期から2学期に減るというマイナスイメージを持っている保護者の方も多いものですから、そこは本当に丁寧に、学校側から保護者に、保護者から質疑を受けるとか、丁寧に説明してもらわないと、混乱が今生じているので、そこは指導課長、校長にも指導をお願いいたします。

○上原指導課長 この学期制にかかわらず、学校の取組というのはしっかり保護者に対して説明する責任というのは学校のほうにあるかというふうに思います。そういった意味で、しっかり保護者の方、また子どもたちも理解できるような説明というところを学校のほうにしっかり求めてまいります。

○西岡委員長 はい。特に大丈夫ですか。

富山委員。

○富山委員 通知表のところでお伺いしたいんですけど、3学期制から2学期制になると

ということで、例えば不登校の子だとかは、2学期から行ってみよう、3学期から行ってみようという思いを持っている子もいると思うんで、その機会はちょっと減っちゃうのかなとも思うんですけども、通知書の評価について、昔は不登校の子は斜線の評価になってしまったり、1回や2回行ったらそのときの評価になってしまうから、逆に行ったら損だよみたいなこともあったと聞いたりするんですけども、今ってどうなっているんでしょうか。教えてください。

○上原指導課長 通知表については、先ほど評価基準とお話しさせていただきましたが、そこに基づく評価資料というのが必ずそろわなくてははいけません。学習の中で評価に値する資料をどれだけ用意できたかによって、そこで評定できるものでございます。ですので、斜線にするか、または評定をしっかりと出すかというところは、保護者の方と、また本人とも、しっかり話の中でどうしていくかというのを決めていくところはあるんですけども、評価資料がそろっていないところで評定を出すというのは、あまり好ましい状況ではないというふうに思っております。

○富山委員 ということは、斜線になってしまう子もいるということでしょう。そうしたら、そういう子は進級したりとか高校に進学する際に、不登校だったからという理由でチャンスが減ってしまうということでしょうか。

○上原指導課長 斜線にするか、または評定を出すかというところは、さっきお話ししたとおり、保護者の方ともそこはしっかりいわゆる共有していくというか、合意形成を図っていく部分ですので、進学したときに、斜線だから不登校だからというところで、そこに影響するかどうかというところは、中学校、高等学校の部分はあるんですけど、今いろんな学び方等もかなり居場所だとか学び方とかもかなり浸透されていますので、斜線一つで何か判断される、そこに進学に影響するということはないというふうに、私のほうでは考えております。

○富山委員 念のため最後に確認させてください。今現状で斜線になる子がいるのかということと、保護者が希望すれば斜線というのはほぼあり得ないということによろしいでしょうか。

○上原指導課長 まず、斜線のお子さんは、何名いるかというのはちょっと申し上げられないですが、いらっしゃいます。保護者の方がもし評定のほうを希望されているのであれば、例えば不登校のお子さんに対して、何かしらの課題を渡して、そこの提出等をもって、そこで評価できるものとして評価させていただいて、それに基づいて、その評価できるものについて評定を出していくというような対応は取らせていただいております。今現状もそういうお子さんはいらっしゃいます。

○富山委員 はい。そのままお願いします。

○西岡委員長 はい。ほかに。じゃあ、よろしいですか。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。では、（3）区立学校の学期の現状について、質疑を終了いたします。

以上で子ども部の報告を終わらせていただきまして、続いて保健福祉部の報告に入ります。

○清水高齢介護課長 それでは、保健福祉部資料1に基づきまして、いきいきプラザ一番

町における感染性胃腸炎の集団発生につきましてご報告を申し上げます。

項番1番、施設からのご報告があった日付でございます。3月5日の午前中でございます。施設から電話が私どものほうにございまして、嘔吐者が7名出ているとの連絡がございました。そこから、ちょうどいきいきプラザ一番町だけではなくて、都内、全国的にも感染性胃腸炎というのが集団発生が見られている時期でもありまして、この日を境にして非常に多く発生いたしました。

項番2、感染状況。3月20日現在、最大マックスの感染状況でございます。4階のショートステイに1名が発症して、その後、4階、6階、5階の順番で感染が広がってまいりました。発症者、最大の発症した方の数でございますが、トータルでいきいきプラザ一番町の中で63名の方が発症されました。うち利用者の方は、特養、ショートステイを含めまして51名、職員は12名という内訳でございます。そのうち入院をされた方は7名、そして7名のうち、残念ながらご逝去された方というのが1名いらっしゃいます。なお、現在は、症状のある方は2名と。63名ではなくて、今は2名ということで、ほぼほぼ終息に近づいているかなという状況でございます。

項番3番、千代田保健所による指導及び再発防止策でございます。この連絡を受けまして、千代田保健所健康推進課でも、いきいきプラザ一番町、現場に出向きまして、検査、確認、そして感染を拡大しないような指導と、衛生関係の指導というものもしております。

(1)番、手洗い、それからおむつ交換、吐物の処理、消毒ということで、事細かにいきいきプラザ一番町のフロア、現場を見て回りながら、職員に対して指導をしている状況でございます。

ご利用の方、ご家族の方、そして区民の皆様方、ご心配をおかけして大変申し訳ございませんでした。今後このようなことのないように、他の施設に関しましても情報提供をして、同様のケースがありましたら、できるだけ早く事務局のほうに連絡できる体制を含め、情報共有に努めてまいります。ご報告は以上です。

○西岡委員長 はい。ありがとうございます。「理事者からの説明を求める」と言う前に説明いただきました。ありがとうございます。

○清水高齢介護課長 大変失礼いたしました。

○西岡委員長 はい。それでは、説明が終わりましたので、委員から質疑を受けたいと思います。

○富山委員 説明ありがとうございます。こちらの感染した原因になっているウイルスだとか菌だとか感染経路などはもう分かっているんでしょうか。

○清水高齢介護課長 検査をした結果、ノロウイルス、ウイルスによる感染だというふうに考えております。

そして、もともとの経路云々でございますけれども、3月5日の10時に、午前中に私どものほうに連絡があったということなんですけど、3月3日、2日前にイベントがありまして、ひな祭り会ですか、イベントがありまして、そこで少し交流があったことを皮切りかなというふうに考えております。利用者の方、そして職員もフロアを移動してということ、身体介護をやっている現場ですので、なかなか難しいと。免疫力も低下しているお年寄りの方中心にご利用になられているということもありまして、感染が広がってしまったかなというふうに考えているところでございます。

○富山委員 施設の中の食材からの、その保全状態等々の原因ではないということで安心はしました。施設なので様々地域の方との交流の会とかもあると思うので、今後はそういったことも踏まえて、より一層清掃などを徹底していただけると、今後は防げるのかなと思います。よろしくをお願いします。

○清水高齢介護課長 ご指摘いただきましたとおり、なかなか感染症なものですから、今後も絶対ゼロです、抑えますとお約束することはできないかと存じますけれども、ご指摘いただきましたとおり、ご心配をおかけしないように、ましてや命を落とすと、原因の一つにもなり得るということですので、しっかり対策を取ってまいりたいと存じます。ありがとうございます。

○西岡委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

えごし委員。

○えごし委員 1点だけ、確認で。

この下に千代田保健所による指導及び再発防止策ということで何点か書いていただいておりますけれども、ちょっと確認なんですけれども、これは保健所とかでいろいろ確認をした上で、しっかりとここを徹底して行ってほしいということなのか。調べた上で、これはやっていなくて、今後これをやってくださいという内容なのか。例えばこの手洗いについてというところ、入居者のケアをする毎に手洗いをするとかとありますけれども、従来からやっていたんだけれども、しっかり徹底してもらおうという意味なのか。それか、確認したらやっていなかったからやってくださいという話なのか。そこをお聞かせください。

○後藤健康推進課長 こちらにお書きした内容は、私どもが現場を確認した際に助言させていただいたことでございます。従前から施設としては一生懸命やっておられたところではございますが、私どもが見させていただく中で、少し不足しているところもございましたので、その点を指摘させていただいたところでございます。

また、ここには細かく記載をしておりますが、施設にお伝えしている再発防止策として、三つ大きくございます。

1点目としては、持込みを極力防いでいただきたいという観点から、職員の体調管理及び利用者の方の入所時における健康状態をよく観察していただきたいということ。職員もしくは利用者の方からの持込みから事を発することが多くございますので、そういった辺りにご注意いただきたいと。ただし、それを防ごうとするあまり、過度なスクリーニング検査や受入れ拒否にならないようにということもご注意申し上げております。

また、2点目としては、ある程度の持込みはやむを得ないと考えると、感染拡大を防ぐことが必要でございます。今回のような感染性胃腸炎のほかにも、インフルエンザ、新型コロナウイルスなど様々な感染症が起り得ますので、症状がある方のケアを通じて職員が媒介しないように注意をしていただきたいと申し上げております。

それから、3点目は平時における感染対策でございます。手洗いやおむつ交換の手技など、平時においても必要な感染症対策を徹底していただきたいとご注意申し上げて、それを再発防止策としているところでございます。

○えごし委員 ありがとうございます。施設としてもしっかり様々取り組んでいただいていると思うんですけれども、やっぱり人が替わったりとか、やっていく中で、やっぱり先

ほど言われたようにちょっと不足している部分もあると。そういう意味では、やっぱり少し、また様々調査とか点検をするときはあると思いますけれども、そういうときにやっぱりしっかり確認はしていただいて、先ほども言っていた、やっぱり平時におけるというところもすごい大事な部分だと思いますので、そこは区としても委託してやってはいただいていますけれども、しっかりちゃんとできているかというのを確認していくと。そういうところをまたお願いしたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○清水高齢介護課長 日々私ども施設の職員等、法人も含めてですけれども、施設の職員と日々に情報提供しながら、共有を図りながら仕事を進めておりますので、今ご指摘あったことをきちんと周知をしてもらいつつ、また、年度が明け、そして人が替わったときに、ここでこういうことがあったということをきちんと共有して、また日々の清掃とか取組が失念されていくことのないように、我々としてもしっかりと取り組んでまいりたいと存じます。ありがとうございます。

○西岡委員長 牛尾委員。

ごめんなさい。担当課長。

○後藤健康推進課長 すみません。今のご質問に対して、保健所の立場からご答弁を補足させていただきます。

私どもが集団感染が起きてしまった施設を調査させていただく中で、一番大きな原因になっているかなと感じるところが、上長の方からの指示が現場の職員に浸透していないということがあろうかと思えます。また、職員の方の中には外国の方もいらっしゃいますので、言語の問題のほか、文化や風習などもあるかと存じます。現場の職員の方が増えるほど指示の徹底や手技の確認が難しくなりますので、まずは今いる職員の方への教育を徹底するということが必要かと感じております。

その上で、当課としましては、毎年、夏と冬に感染症研修会、夏と冬にはやる感染症はそれぞれ違いますので、そういった研修会を実施しておりますので、施設の方にはそちらに参加いただくように促してまいりたいと思えます。また、今回のように集団感染が起きてしまった施設に対しましては、施設内研修の実施を促してありまして、資料提供や手洗いチェッカーなどの貸出しなどの支援をしております。また、次年度は当課が各高齢者施設を訪問しまして、感染症対策について確認と助言をする予定でございます。各施設の技術の底上げと相談しやすい関係づくりを構築してまいりたいと考えてございます。

○西岡委員長 はい。牛尾委員。

○牛尾委員 まず、今回は63名ということで、本当に集団感染、大規模になってしまったと思うんですけれども、過去に区内の施設でこれだけの感染者が出たという事例はありましたか。

○清水高齢介護課長 恐らく今回が一番大きいんじゃないかと思っております。

○牛尾委員 これはもう起こってしまって、今後もう再発防止策に全力を尽くしていただきたいんですけれども、ほら、今回、いきプラの管理者が替わって、結構そのときにもご家族の方から相当の懸念や不安が出ていて、今回こうした事態が起こってしまって、さらにこの利用者さんの、管理、要するに事業者への不信、不安というのが広がってしまうと思うんですけれども、こうしたことについての、何とかな、報告、経過報告とか、まとは相談体制とか、そこはしっかり家族の方には行わないといけないと思うんですけど、

そこはどうなっていますか。

○清水高齢介護課長 不安、不信感が広がってしまわないように、しっかりとご家族の方への情報共有、信頼感の回復に努めていただくように、私どものほうからもお願いをしてまいりたいと存じます。

○牛尾委員 ぜひお願いしたいんです。保育園でも、私、通っていた保育園でも、保育士1人がウイルスに感染したということだけで、もう相当な騒ぎになりましたので、今回これだけの事例なんで、そこはしっかり丁寧に対応していただければと思います。

○清水高齢介護課長 丁寧に対応してまいりたいと存じます。特にやはりコロナのときにも、ご記憶に新しいかと存じますけれども、感染症と差別というのはこの我が国においては切っても切れない関係にあって、非常に暗い歴史があるかと思っておりますので、そのようなことに発展しないように、双方互いに努めてまいりたいと思っております。

○西岡委員長 富山委員。

○富山委員 1点だけ確認をお願いします。保健所の方はもうご承知の上だと思うんですけども、今回、4階で発症して6階、5階に広がってしまった原因と、今後防止するために何ができるかというのはありますでしょうか。

○後藤健康推進課長 初発の方は4階ではございますが、先ほど高齢介護課長から申し上げたように、その少し前に施設内での合同のイベントがあったということがございます。また、そのイベントがなくても、入浴介助であったり、夜勤の看護師などフロアを移動する、行き来する方もいらっしゃいますので、そういった方がフロアを越えて感染を広げてしまわないように、ご注意を申し上げているところでございます。

○富山委員 感染拡大、コロナのときも感染拡大防止のために、フロアの移動だったり場所の移動を制限したりとかもあったと思うので、再発防止策の中にも入れられているかもしれないですけど、そちらのほうもお伝えいただけると助かります。

○清水高齢介護課長 できる限りの取組をやってまいりたいと存じます。ゼロはなかなか難しいかと存じますけれども、ちょっと今回非常に大きい感染の広がりだったので、このようなのを2回、3回繰り返さないように、できる限りのことはやってまいりたいと存じます。ありがとうございます。

○西岡委員長 はい。

よろしいですか、ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（1）番、いきいきプラザ一番町における感染症胃腸炎の集団発生について、質疑を終了といたします。

暫時休憩いたします。

午後3時33分休憩

午後3時41分再開

○西岡委員長 委員会を再開いたします。

次に、（2）番、社会福祉法人カメラア会の法人合併について、理事者からの説明を求めます。

○清水高齢介護課長 それでは、社会福祉法人カメラア会の法人合併につきましてご報告申し上げます。保健福祉部資料2をご参照いただければと存じます。

法人合併でございますので、吸収、消滅がございます。吸収する法人は、先ほどのいきいきプラザ一番町指定管理者であります社会福祉法人カメラア会でございます。このカメラア会に、同じ社会福祉法人の草加福祉会という法人が吸収されるという、カメラア会が吸収するという状況でございます。本年10月1日を目途としてその吸収の準備を進めているところでございます。

現在のいきいきプラザ一番町の指定管理者であるカメラア会でございますが、項番5にございますとおり、施設数としましては10施設、特養ホーム6施設を含みます10施設を擁している社会福祉法人でございます。従業員数は745名という法人でございます。これに対しまして、吸収される側の社会福祉法人草加福祉会でございますが、米印のところでございます。代表者は同じグループの同じ理事長でございますが、埼玉県草加市に本部を構える社会福祉法人でございます。平成18年12月に設立されております。施設数は、比較をいたしますと、カメラア会の10施設に比較して13施設、特養ホームは8施設でございます。従業員数は978名と、カメラア会より若干大きい社会福祉法人かなという状況でございます。

情報提供でございます。ご報告は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員から質疑を受けます。

○おのでら副委員長 今回、草加福祉会、若干大きいということだったんですけども、こちらの経営状態というのは問題ないというふうに見ていらっしゃるのでしょうか。

○清水高齢介護課長 経営状態は全く問題ないというふうに聞いております。

○おのでら副委員長 私のほうでちょっと貸借対照表を見て、草加福祉会のところをちょっと勉強していたんですけど、資産規模が倍ぐらいあるんですね。カメラア会の倍ぐらいあるので、従業員数ではそんなにあんまり変わらない感じではありますが、結構大きいところをのみ込むような形になってくるので、結構大きく変わるんじゃないかなという心配があります。

指定管理者施設のモニタリングというのをやっていらっしゃるかと思うんですが、令和5年度に労働環境モニタリング、令和6年度に経済モニタリングも行われたと。これはカメラア会1社、合併前の状態でやっていらっしゃると思うので、今後、合併後にまたこれをもう一度やり直すとか、そういったことはされないのでしょうか。

○清水高齢介護課長 指定管理者制度のモニタリングにつきましては、保健福祉部だけではなくて全庁的に年次に従ったスケジュールでやっておりますので、次のときには新しい合併をされた後のタイミングでのモニタリングということになるかと思っております。その間に、もしいきいきプラザ一番町の指定管理者として何らかの確認をしたほうが良いなという状況になるようであれば、当然エキストラでやりたいと思っております。

○おのでら副委員長 カメラア会の事業報告書かな、こちらを見ていると、草加福祉会との2法人合併の構想から、グループ内複数法人における、より広範な合併を視野に入れるというふうに書いてあるんですね。ですので、今回、10月時点では1社増える、1社を合併するのみかもしれないですけど、どうやらグループ再編、グループの中でもっと再編していくような感じでもあるので、ぜひここは注視いただいて、エキストラな調査を、調査というか検討を、モニタリングをお願いできればと思います。いかがでしょうか。

○清水高齢介護課長 私どものほうで情報を直接受けているのは、今ご報告を、今回ご報

告をした状況まででございますので、今後どのような状況になっているかにつきまして注視をしていきながら、また必要に応じて情報提供させていただきたいと思っておりますし、私どもとしても経営状態、あるいは法人の中身の状態については都度チェックしてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 ちょっと分からないと思うんですけど、今回こういうふうに合併していく大きな理由というのをもし分かれば教えていただきたいのと、吸収合併するというのが事前に相談があったかどうか。いかがですか。

○清水高齢介護課長 同じグループ内の法人の統合ということですので、その統合することによって、例えば職員の異動ですとか、あるいは何かあったときの配置ですとか、そういった経営資源を有効に活用するということが、今後さらに労働力不足が見込まれる先々を見越して、法人としての体力を厚くしていくというふうに認識をしております。

情報提供につきましては、今年度に入りまして私どものほうに、こういうふうに合併をする方向で検討していますというお話がありまして、つい先日、10月を目途に、東京都と交渉を進めてめどが立ちましたというお話を頂きましたので、本日はご報告をしているという状況でございます。

○牛尾委員 了解しました。体力をつけて経営をやりやすくするという方向で行けばいいとは思いますが。職員を柔軟に配置できるような形になっていけばいいと思うんですけど、逆にいきプラのほうから、職員が向こうで足りないからということで、こちらのほうのサービスが落ちるといことがないように、そこはしっかり注視していただきたいと思う。

○清水高齢介護課長 そこは、私どもとしてはご指摘のとおりしっかりやってまいりたいと思っております。

○西岡委員長 むしろ手厚くなるようにね、していただかないといけませんよね。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（2）番、社会福祉法人カメリア会の法人合併について、質疑を終了といたします。

次に、（3）番、第三次健康千代田21（案）について、理事者からの説明を求めます。

○大谷地域保健課長 第三次健康千代田21（案）について、保健福祉部資料3-1、3-2、3-3に基づきご説明をいたします。

第三次健康千代田21（案）については、去る4月18日の本委員会で計画の改定について、11月1日に健康づくり区民アンケートの実施報告、1月24日に計画と区民向け概要版の素案について、ご報告をさせていただいたところでございます。その後、パブリックコメントを実施し、資料3-2の計画（案）と3-3の区民向け概要版（案）がまとまりましたのでご報告をさせていただきます。

なお、本計画は委員会でもご説明をいたしましたが、健康増進法に基づく区の健康増進計画で、「自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち」の実現に向け、区の健康づくりの基本的な考え方や目標、方向性を示すものでございます。

それでは、資料3-1をご用意ください。項番1はパブリックコメントの実施報告です。

実施期間や周知、閲覧場所、意見受付方法等はそこに記載のとおりでございます。受理意見数は（４）をご覧ください。意見者数は４名、意見数は１６件でございます。

項番２に意見の内容及び意見に対する区の考え方をまとめてございます。意見につきましては、関連項目ごとの順番としております。表の左側が意見の概要、右側が区の考え方でございます。表の１から４の４件は、計画策定の経過や手法等に関するものでございます。これらに関する区の考えといたしましては、本計画策定では計画の推進、検討の場である健康千代田２１推進委員会で協議、検討してまいりました。引き続きその会議体にて頂いたご意見も踏まえ、協議、検討をしてまいります。表の５から１２の８件は個別事業に関するご意見でございます。これらに関しましては、現状及び今後の取組も含め、その内容を示してございます。表の裏面のほう、表の１３番、１４番の２件については、情報提供の在り方についての意見でございます。こちらでも現状及び今後の取組内容を示してございます。その下、１５、１６の２件は成果目標に関するご意見でございます。こちらは成果目標の考え方を示しているという状況となっております。これらの結果から、計画素案の修正が必要な内容はございませんでした。

項番３、素案からの主な変更点でございます。変更点は３点、（１）「循環器疾患」の文言を「循環器病」に統一しております。（２）は循環器病の注釈を計画案９９ページに追記しております。こちらは先ほどの項番１の循環器疾患の文言を循環器病に統一したものと連動している内容でございますが、計画案の９９ページのところの注釈にありますとおり、健康寿命の延伸等を図るための、脳卒中、心臓病、その他の循環器病に係る対策に関する基本法で「循環器病」としていることを受けての、「循環器疾患」を「循環器病」という文言に修正をしております。こちらの法のほうが平成３０年に制定された法ですので、今回の計画より循環器病に統一しております。（３）その他の文言調整をさせていただいております。

続きまして、資料５－３の区民向け概要版の内容も、このパブリックコメントを経て修正する内容はございませんでしたので、細かな文言調整と循環器病という表記に統一させている内容でございます。

本日の報告を経て、今年度末の策定を予定しております。

ご説明は以上です。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員から質疑を受けます。

○池田委員 この中身については何の指摘もないんですけども、ちょっとここの中のところ、がん検診についてちょっと伺いたいんですけども、千代田区のがん検診の中の区民健診ですね、成人健診というのかな、そここのところの胃がん検診については、麻酔をせないというような、使わないというんですかね、そういう区の方針と聞いているんですけども、そこは間違いはないのでしょうか。

○後藤健康推進課長 区で実施しております胃がん検診につきましては、内視鏡検査ですね、管が喉を通るときの麻酔薬については使っておりますけれども、その方が眠るようないわゆる全身麻酔については、区の検診としては実施していないところでございます。

○池田委員 全身麻酔はやらないというところで、例えば部分的なものでしたら当然受けられる方はいらっしゃるんですけども、どうしても駄目な方で麻酔を、もちろんあれば、受けられるんだったら受けたいんだというところの方についても、区民健診の中では適用

というか、受診ができないというところで、これは歯科健診と同じように、特に受診率を上げるために区民健診をしているわけではないでしょうし、会社とかお勤めの先でもやっ
ていらっしゃる方はいるんだけど、区民成人健診については、その辺の対応というの
は特に変更はしない方向でしょうか。

○後藤健康推進課長 胃がん検診内視鏡検査における合併症の多くは、その検診自体で起
こるといっても、麻酔を使った合併症によって起こるものが多いとされております。そ
のため、検診につきましてはあくまで症状のない健康な方が対象でございますので、その
リスクは取らないで実施しているものでございます。

○西岡委員長 はい。牛尾委員。

○牛尾委員 私もこっちの計画についての意見はないんですけども、やはりこれもさっ
きの子育て事業計画と同じですけども、やっぱり4件ですよ。こっちの健康危機対処
計画、この後、報告があるでしょうけれど、これは1件ということで、やはりどうしても
少ないという感じがします。例えば医師会に協力を頂いて、医師会にこういったご案内を
置いていただくとか、様々工夫はあると思うんで、そこは次回に向けて、そうした幅広い
意見を集めるという努力は行っていただきたいと思えますけど。

○大谷地域保健課長 今回の健康増進計画につきましても、この次報告する健康危機対処
計画につきましても、パブリックコメントを実施した結果の意見数が少なかったというこ
ろのご意見でございます。こちらにつきましては、いろんな手法が取れるかと思えます。
どの程度広く聞いていくべきかということもあるかと思えますが、その頂いた意見に対
して一つ一つ解釈をして、区の実情に反映できるもの、反映できないものというのを判断
していくということも大事だと思っておりますので、工夫させていただきたいと存じます。

○高木地域保健担当部長 先ほどの課長の答弁に多少補足をしてご答弁させていただきます。

健康づくりの取組につきましても、感染症対策につきましても、やはり区で取り組む上
では、今ご指摘あったような三師会ですとか関係団体のご協力というのは欠かせないもの
となってございまして、今回パブリックコメントとしてはこの件数ではございましたけど
も、この計画の策定過程で、医師会等には随時この計画案についても情報提供させていた
だきまして、意見を伺った上で策定したものでございますので、ご理解いただければと思
います。

○牛尾委員 医師会の方々にご意見を頂くということは、それぞれそうやっていただきた
いんですけど、要するに区民の方の健康を維持していこうと、感染症を防いでいこうとい
う中身なんで、区民の方から意見を頂くためにも、例えば医師会に加入している病院の中
に、これ、案内を貼って、病院に通っているわけじゃないですか、区民の方って。そうし
た方々がちょっと意見を述べてみようかなというような、そうした機会づくりというのを、
医師会に加入している病院なんかにこういう案内を置いていただくと、パブリックコメン
トをとく、様々な工夫はあるんじゃないですかということなんです。そこはいかがですか。

○高木地域保健担当部長 ご意見をありがとうございます。医師会と三師会には、こうい
った計画以外も、日常から様々な事業の啓発でありますとか資料類を置いていただいでい
る状況にございまして、そういった中でどこまでそういったお願いがしていけるかどうか
ということも含めて、今後検討してまいります。

○西岡委員長 はい。お願いします。

それと、細かいんですけど、この音声コード挿入予定とあって、これはホームページでも音が、声が出るようになっていくんですか。

○大谷地域保健課長 実際出来上がったものをホームページ上に載せた後は、できるような仕組みになっていきます。

○西岡委員長 はい。丁寧にご対応いただいて、ありがとうございます。

ほかにもございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（３）第三次健康千代田２１（案）について、質疑を終了いたします。

次に、（４）千代田区健康危機対処計画（感染症編）（案）について、理事者からの説明を求めます。

○大谷地域保健課長 千代田区健康危機対処計画（感染症編）（案）について、保健福祉部資料４－１、４－２に基づきご説明をいたします。本計画は、去る１０月１５日の本委員会で計画の策定について、２月１８日の本委員会で計画の素案についてご報告をさせていただいたところでございます。その後、パブリックコメントを実施し、資料４－２の計画案がまとまりましたので、ご報告をいたします。

なお、本計画は昨年度末に策定しました千代田区感染症予防計画を具体化するための計画で、新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に、平時から準備するためのものがございます。

それでは、資料４－１をご用意ください。項番１は、パブリックコメントの実施概要でございます。実施期間や周知、閲覧場所、意見受付方法等はそこに記載のとおりでございます。（４）の意見者及び意見数は、意見者数１名、意見数は３件でございます。

項番２に意見内容及び意見に対する区の考え方をおまとめしてございます。表のほうをご覧ください。先ほどと同様のつくりとなっております。一つ目は区民への情報提供についてでございます。二つ目は感染が疑われた場合の対応について。三つ目は感染防止のための施策に関することとなっております。一つ目の区民への情報提供については、今後、多様な媒体の活用を検討し、区民が必要な情報にアクセスできる環境づくりに努めること。二つ目の受診については、感染が疑われる場合の受診先については、東京都が医療機関等と協定締結し、都のホームページで公開されるとする内容等について周知していくことや、その周知と今後発生する新興感染症にに応じて、都や関係機関等と連携し検討していくこと。三つ目の感染予防用品の区民用の準備につきましては、ふだんから感染予防のための基本的な物品は必要なものがございますので、有事の際の分もご家庭、企業等でご準備いただけるよう普及啓発していくこととしてございます。これらの結果から、計画素案の修正が必要な内容はございませんでした。

項番３、素案からの主な変更点でございます。変更点は２点でございます。（１）図表のレイアウト調整、こちら、計画上、様々な図表が組み込まれております。そういった図表のレイアウトを微修正したものでございます。（２）その他文言調整でございます。こちら適正な言葉かどうかというところの調整を最後させていただいております。

本報告を経て、今年度末での計画の策定を予定してございます。

ご説明は以上です。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員から質疑を受けます。

○牛尾委員 この健康危機対処計画（感染症編）というのは、主に例えば新型コロナとかインフルエンザとか、そういった要するに国内の大規模感染があるじゃないですか。そこに対処することが中心の計画ということによろしいんですか。

○大谷地域保健課長 本計画については、今後想定するような新型インフルエンザ等感染症や指定感染症及び新感染症、新興感染症を基本とするものを対象としてございます。

○牛尾委員 そうしたコロナとかインフルエンザほどではないけれども、くしくも今回いきプラであれだけ集団感染があったわけじゃないですか。そうした個別個別のところでの感染にどう対処するかということについての計画なり方針なりというのは、もう既にあるということによろしいんですか。

○大谷地域保健課長 通常の感染症の対策については、個別にマニュアル等はあるかと存じます。

○牛尾委員 はい。

○西岡委員長 はい。ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。よろしいですね。それでは、（４）千代田区健康危機対処計画（感染症編）（案）について、質疑を終了いたします。

以上で、日程２、報告事項を終わります。

次に、日程３、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

○池田委員 これはちょっとお聞きしたいんですけども、今日、小学校の卒業式がありました。先週は中学校の卒業式が終わりました。中等教育学校と区立の中学校と。その中でちょっと感じたんですけども、千代田区及び教育委員会の祝辞が統一されているんですかね。やはり小学校と中学校と通われている保護者の方が聞くと、やっぱり、あれっ、というのが少しあるのかなというところを率直に感じまして。いろいろ、校長先生のお話とかは当然いろいろもろもろあるんですけども、そのところ、私、何年か前にもちょっとそれを聞いたことがあったかもしれないんですけども、８校しかないものですから、小学校。区立、中等も入れると中学校は３校だけですから、そのところでの何か少しお考えがあればお聞かせください。

○西岡委員長 もうちょっと工夫してほしいということでしょう。率直に言って、どうなんですかね。

○上原指導課長 今回、卒業式の場合、区並びに教育委員会の告辞という形なので、全部統一の形になります。実は祝辞ではないので、告辞という形ですので、統一させていただく……

○西岡委員長 むしろ統一しなきゃいけない。

○上原指導課長 全く同じじゃないといけないというような決まりがございます。

○西岡委員長 なるほど。

○上原指導課長 今回、中学校と小学校、実は渋沢栄一さんのお話をさせていただいたんですが、実は中身が違います。よく聞いていただくと、実は違うものをお話しさせていただいているところでございます。

○西岡委員長 若干違いますよね、表現が。

○上原指導課長 はい。

○西岡委員長 何か反論が。

○池田委員 いえ。統一しているのであれば……

○西岡委員長 よろしいですか。でも、統一しているというのが分かって、よかったです。

ちょっと私から1点なんですけど、学校の給食着についてなんですけど、今、区立学校だと、各ご家庭で1週間に1回持ち帰って洗濯をしているようなんですけども、保護者の方も負担ですし、そもそも、まあ、例えばですよ、ペットを飼っているご家庭とかで、毛がついてしまうと。そういう、一部の保護者の方からちょっと不衛生なんじゃないかというお声も頂いていまして、保護者も負担でもあるし、保育園等では午睡シーツなどは専門業者に委託しているようなんですけども、この辺はどういうふうに考えていらっしゃるんですか。要は、業者を使わず、各家庭にお任せしているという状態。

○清水学務課長 現在はおっしゃるとおり持ち帰って洗濯して使っているんですけども、ちょっとその状況等について学校にも確認の上、どういう課題があるかというところを確認させていただきたいと思います。

○西岡委員長 はい。よろしくお願いします。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

それでは、ほかに執行機関からございますか。何かございますか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

それでは、最後に、日程4、閉会中の特定事件継続調査事項についてです。閉会中といえども委員会が開催できるよう議長に申し入れたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。お疲れさまでございました。

午後4時08分閉会